

地方税法等の改正

目 次	
一 令和 8 年度地方財政計画……………	921
二 令和 8 年度の地方税収入見込み……………	924
三 個人住民税……………	929
四 法人住民税・法人事業税……………	947
五 地方消費税……………	951
六 不動産取得税……………	951
七 軽油引取税……………	959
八 自動車税・軽自動車税……………	959
九 固定資産税・都市計画税……………	962
十 事業所税……………	977
十一 国民健康保険税……………	977
十二 納税環境整備……………	978

はじめに

令和 8 年度税制改正については、与党において、令和 7 年 12 月 19 日に「令和 8 年度税制改正大綱」が取りまとめられました。また、これを受けて政府においても、同月 26 日に「令和 8 年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、政府においては、閣議決定に沿って法案化作業が行われ、所得税等に関する部分につい

ては「所得税法等の一部を改正する法律案」として、地方税に関する部分については「地方税法等の一部を改正する法律案」として令和 8 年 2 月 20 日に閣議決定され、ともに第 221 回特別国会に提出されました。その後、国会審議を経て、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」は令和 8 年 3 月 31 日に可決・成立し、同日に公布されました。

一 令和 8 年度地方財政計画

地方財政計画とは、地方交付税法第 7 条の規定に基づいて作成される地方団体の歳入及び歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出されるとともに、一般に公表されるものです。令和 8 年度地方財政計画については、令和 8 年 2 月 20 日に閣議決定され、同日国会に提出されました。

この地方財政計画に計上された歳入・歳出項目の内訳は、(資料 1) のとおりですが、このうち、通常収支分の歳入歳出規模は 102 兆 4,427 億円(対前年度比 5 兆 3,783 億円、5.5% の増)、また、歳出のうち、公債費(公営企業繰出金のうち企業債償還費普通会計負担分を含みます。)及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は、85 兆 1,146 億円(対前年度比 3 兆 7,855 億円、4.7% の増)となっています。

また、東日本大震災分のうち、復旧・復興事業の歳入歳出規模は 2,217 億円(対前年度比 487 億円、18.0% の減)、全国防災事業が 181 億円(対前年度比 37 億円、17.0% の減)となっています。

なお、総務省から公表されている令和 8 年度地方財政計画のうち、税制改正に係る部分は、以下のとおりです。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和 8 年度地方税制改正では、個人住民税について給与所得控除の見直しなどの措置を講ずるほか、道府県民税利子割に係る清算制度の導入やふるさと納税制度の見直し、軽油引取税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止などの

税制上の措置を講ずることとしている。

- (2) 軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金によって全額を補填することとしている。

- (3) 令和8年度の地方交付税については、20兆1,848億円（前年度比1兆2,274億円、6.5%増）を確保することとし、次の措置を講ずるとともに、所要の法律改正を行う。

- ① 令和8年度の地方財源不足見込額1兆254億円については、次の措置を講ずる。

イ 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

ロ 地方交付税については、国の一般会計加算（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算）により154億円増額する。

また、交付税特別会計剰余金500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政

投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- ② 交付税特別会計借入金については、一般会計への債務承継分7,000億円を含め2兆2,000億円を前倒し、2兆9,000億円の残高縮減を実施する。

(4)～(9) 省略

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、539億円を確保する。また、一般財源充当分として63億円を計上する。

②・③ 省略

(2) 全国防災事業

- 全国防災事業については、一般財源充当分として180億円を計上する。

(資料1)

地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地方譲与金	478,185	454,493	23,692	5.2
	地方特例交付金	31,932	29,661	2,271	7.7
	地方交付金	8,156	1,936	6,220	321.3
	国庫支出金	201,848	189,574	12,274	6.5
	地方債	177,138	172,070	5,068	2.9
	うち臨時財政対策債	61,448	59,620	1,828	3.1
	うち臨時財源対策債	0	0	0	0.0
	使用料及び手数料	7,600	7,600	0	0.0
	雑収入	15,016	15,044	▲ 28	▲ 0.2
	旧・復興事業一般財源充当分	50,947	48,496	2,451	5.1
	全国防災事業一般財源充当分	▲ 63	▲ 33	▲ 30	90.9
		▲ 180	▲ 217	37	▲ 17.1
計		1,024,427	970,644	53,783	5.5
(水準超経費を除く交付団体ベース)		719,878	675,414	44,464	6.6
		675,078	637,714	37,364	5.9
区 分		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 出	給退職手当	240,075	209,784	30,291	14.4
	経費以外	228,238	198,588	29,650	14.9
	退職手当	11,837	11,196	641	5.7
	一般行政経費	455,115	456,456	▲ 1,341	▲ 0.3
	補助費	279,689	266,375	13,314	5.0
	単独費	144,037	158,881	▲ 14,844	▲ 9.3
	うちデジタル活用推進事業費	1,500	1,000	500	50.0
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,689	15,000	689	4.6
	地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0
	地域デジタル社会推進費	1,500	2,000	▲ 500	▲ 25.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	地域未債基金費	4,000	—	4,000	皆増
	公債償還基金費	107,674	107,259	414	0.4
	臨時財政対策債償還基金費	8,376	—	8,376	皆増
	維持補修費	16,275	15,525	750	4.8
	投資的経費	124,568	121,133	3,435	2.8
	直轄・補助	56,931	57,496	▲ 565	▲ 1.0
	単独費	67,637	63,637	4,000	6.3
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
	うち脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	0.0
	うち高等学校教育改革等推進事業費	1,000	—	1,000	皆増
	公営企業債償還費	23,545	22,787	758	3.3
企業債償還費	12,431	12,394	37	0.3	
その他会費	11,114	10,393	721	6.9	
不交付団体の水準超経費	44,800	37,700	7,100	18.8	
計		1,024,427	970,644	53,783	5.5
(水準超経費を除く交付団体ベース)		979,627	932,944	46,683	5.0
地方一般歳出		851,146	813,291	37,855	4.7

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	539	871	▲ 332	▲ 38.1
	一 般 財 源 充 当 分	63	33	30	90.9
	地 庫 支 出	1,552	1,731	▲ 179	▲ 10.3
	雑 収	10	11	▲ 1	▲ 9.1
	債 入	53	58	▲ 5	▲ 8.6
計		2,217	2,704	▲ 487	▲ 18.0
歳 出	給 与 関 係 経 費	40	49	▲ 9	▲ 18.4
	一 般 行 政 経 費	1,119	1,129	▲ 10	▲ 0.9
	補 単 助 独	903	853	50	5.9
	公 投 資 債 的 費	215	276	▲ 61	▲ 22.1
	直 轄 的 経 補	53	58	▲ 5	▲ 8.6
	公 営 企 業 繰 出	1,005	1,468	▲ 463	▲ 31.5
	債 入 助 独	1,005	1,468	▲ 463	▲ 31.5
	公 営 企 業 繰 出	0	0	▲ 0	▲ 0.0
	債 入 助 独	0	0	▲ 0	▲ 0.0
	公 営 企 業 繰 出	0	0	▲ 0	▲ 0.0
計		2,217	2,704	▲ 487	▲ 18.0

(2) 全国防災事業

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	一 般 財 源 充 当 分	180	217	▲ 37	▲ 17.1
	雑 収	1	1	0	0.0
計		181	218	▲ 37	▲ 17.0
歳 出	公 債 費	181	218	▲ 37	▲ 17.0
	計	181	218	▲ 37	▲ 17.0

二 令和8年度の地方税収入見込み

令和8年度の地方財政計画における地方税収入見込額は、(資料2)及び(資料3)のとおりです。

令和8年度の地方税収総額は、令和8年度税制改正による増減収額(6,266億円の減収)込みで47兆8,185億円であり、前年度の地方財政計画額(45兆4,493億円)に対して2兆3,692億円、5.2%

の増となっています。

道府県税と市町村税に分けて見てみると、道府県税が22兆5,470億円で前年度地方財政計画額21兆3,018億円)に対して1兆2,452億円、5.8%の増、市町村税が25兆2,715億円で前年度地方財政計画額(24兆1,475億円)に対して1兆1,240億円、4.7%の増となっています。

(資料2)

令和8年度地方税収入見込額 (詳細)

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区分	令和7年度当初見込額 (A)	令和8年度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和7年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和7年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)				
1.道府県税	213,018	18,495	231,513	▲ 6,026	▲ 17	▲ 6,043	225,470	12,452	105.8	47.2
2.市町村税	241,475	11,463	252,938	▲ 207	▲ 16	▲ 223	252,715	11,240	104.7	52.8
3. 計	454,493	29,958	484,451	▲ 6,233	▲ 33	▲ 6,266	478,185	23,692	105.2	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区分	令和7年度当初見込額 (A)	令和8年度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和7年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和7年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)				
1.道府県税	170,592	12,874	183,466	▲ 6,026	1,381	▲ 4,645	178,821	8,229	104.8	37.4
2.市町村税	283,901	17,084	300,985	▲ 207	▲ 1,414	▲ 1,621	299,364	15,463	105.4	62.6
3. 計	454,493	29,958	484,451	▲ 6,233	▲ 33	▲ 6,266	478,185	23,692	105.2	100.0

※ 端数処理の関係で、計とは一致しない場合がある。

(2) (2-1) 税目別内訳 (都道府県税)

(単位：億円)

区 分	令和7年度当初見込額 (A)	令 和 8 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和7年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和7年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)			
A 道 府 県 税									
(I) 普 通 税									
1. 道 府 県 民 税	60,885	4,695	65,580		▲ 3	▲ 3	65,577	4,692	107.7
個人均等割	669	4	673				673	4	100.6
所得割	49,053	2,273	51,326				51,326	2,273	104.6
法人均等割	1,516	24	1,540				1,540	24	101.6
法人税割	2,114	303	2,417		▲ 3	▲ 3	2,414	300	114.2
利子割	449	483	932				932	483	207.6
配当割	2,684	981	3,665				3,665	981	136.5
株式等譲渡所得割	4,400	627	5,027				5,027	627	114.3
2. 事 業 税	55,228	4,814	60,042		▲ 14	▲ 14	60,028	4,800	108.7
個人	2,493	88	2,581				2,581	88	103.5
法人	52,735	4,726	57,461		▲ 14	▲ 14	57,447	4,712	108.9
3. 地 方 消 費 税	65,227	8,329	73,556				73,556	8,329	112.8
譲渡割	42,805	7,823	50,628				50,628	7,823	118.3
貨物割	22,422	505	22,927				22,927	505	102.3
4. 不 動 産 取 得 税	4,144	811	4,955	▲ 45		▲ 45	4,910	766	118.5
5. 道 府 県 た ば こ 税	1,499	32	1,531				1,531	32	102.1
6. ゴ ル フ 場 利 用 税	418	11	429				429	11	102.6
7. 軽 油 引 取 税	8,997	▲ 80	8,917	▲ 4,297		▲ 4,297	4,620	▲ 4,377	51.4
8. 自 動 車 税	16,551	▲ 99	16,452	▲ 1,685		▲ 1,685	14,767	▲ 1,784	89.2
環境性能割(～R8.3)	1,652	33	1,685	▲ 1,685		▲ 1,685	0	▲ 1,652	皆減
種別割(～R8.3)	14,899	▲ 132	14,767	▲ 14,767		▲ 14,767	0	▲ 14,899	皆減
自動車税	—	—	—	14,767		14,767	14,767	14,767	皆増
9. 鉱 区 税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固 定 資 産 税 (特 例 分 等)	98	▲ 26	72				72	▲ 26	73.5
普通税計	213,050	18,486	231,536	▲ 6,026	▲ 17	▲ 6,043	225,493	12,443	105.8
(II) 目 的 税									
1. 狩 猟 税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道 府 県 税 小 計	213,057	18,486	231,543	▲ 6,026	▲ 17	▲ 6,043	225,500	12,443	105.8
(IV) 東 日 本 大 震 災 に よ る 減 免 等	▲ 39	9	▲ 30				▲ 30	—	—
(V) 道 府 県 税 計	213,018	18,495	231,513	▲ 6,026	▲ 17	▲ 6,043	225,470	12,452	105.8

※ 端数処理の関係で、計とは一致しない場合がある。

(2-2) 税目別内訳 (市町村税)

(単位：億円)

区 分	令和7年度当初見込額 (A)	令和8年度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和7年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和7年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)			
B 市町村税									
(I) 普通税									
1. 市町村民税	109,031	6,075	115,106		▲ 16	▲ 16	115,090	6,059	105.6
個人均等割	2,006	8	2,014				2,014	8	100.4
所得割	89,989	4,100	94,089				94,089	4,100	104.6
法人均等割	4,558	46	4,604				4,604	46	101.0
法人税割	12,478	1,922	14,400		▲ 16	▲ 16	14,384	1,906	115.3
2. 固定資産税	101,240	4,184	105,424				105,424	4,184	104.1
土地	38,112	790	38,902				38,902	790	102.1
家屋	43,441	1,309	44,750				44,750	1,309	103.0
償却資産	18,801	2,079	20,880				20,880	2,079	111.1
純固定資産税小計	100,354	4,178	104,532				104,532	4,178	104.2
交付金	886	6	892				892	6	100.7
3. 軽自動車税	3,372	66	3,438	▲ 207		▲ 207	3,231	▲ 141	95.8
環境性能割(～R8.3)	237	16	253	▲ 207		▲ 207	46	▲ 191	19.4
種別割(～R8.3)	3,135	50	3,185	▲ 3,185		▲ 3,185	0	▲ 3,135	皆減
軽自動車税	—	—	—	3,185		3,185	3,185	3,185	皆増
4. 市町村たばこ税	9,177	198	9,375				9,375	198	102.2
5. 鉱産税	22	4	26				26	4	118.2
6. 特別土地保有税	0	0	0				0	0	0.0
普通税計	222,842	10,527	233,369	▲ 207	▲ 16	▲ 223	233,146	10,304	104.6
(II) 目的税									
1. 入湯税	222	16	238				238	16	107.2
2. 事業所税	4,131	187	4,318				4,318	187	104.5
3. 都市計画税	14,387	692	15,079				15,079	692	104.8
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	18,740	895	19,635				19,635	895	104.8
(III) 市町村税小計	241,582	11,422	253,004	▲ 207	▲ 16	▲ 223	252,781	11,199	104.6
(IV) 東日本大震災による減免等	▲ 107	41	▲ 66				▲ 66	—	—
(V) 市町村税計	241,475	11,463	252,938	▲ 207	▲ 16	▲ 223	252,715	11,240	104.7

※ 端数処理の関係で、計とは一致しない場合がある。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和7年度当初見込額 (A)	令和8年度					$\frac{(E)}{A} \times 100$ (%)
		令和7年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	制度改正による増減(▲)収見込額 (D)	改正法による収入見込額 (C)+(D) (E)	令和7年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (E)-(A)	
1. 地方揮発油譲与税	2,127	▲ 347	1,780		1,780	▲ 347	83.7
2. 石油ガス譲与税	40	0	40		40	0	100.0
3. 自動車重量譲与税	3,077	95	3,172		3,172	95	103.1
4. 航空機燃料譲与税	145	0	145		145	0	100.0
5. 特別とん譲与税	113	0	113		113	0	100.0
6. 森林環境譲与税	689	▲ 23	666		666	▲ 23	96.7
7. 特別法人事業譲与税	23,470	2,552	26,022	▲ 6	26,016	2,546	110.8
合 計	29,661	2,277	31,938	▲ 6	31,932	2,271	107.7

※ 端数処理の関係で、計とは一致しない場合がある。

(資料3)

令和8年度の税制改正(地方税関係)による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	▲ 292	▲ 547	▲ 838			
(1) 物価上昇局面における対応	▲ 283	▲ 531	▲ 814			
(2) ひとり親控除の控除額の引上げ	▲ 8	▲ 16	▲ 24			
2 不動産取得税	▲ 4		▲ 4	▲ 45		▲ 45
(1) 新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し等						
① 床面積要件の見直し	▲ 41		▲ 41	▲ 41		▲ 41
② 立地要件の見直し	37		37			
(2) 免税点の引上げ	▲ 9		▲ 9	▲ 9		▲ 9
(3) その他	9		9	6		6
3 軽油引取税	▲ 4,687		▲ 4,687		▲ 4,297	▲ 4,297
当分の間税率の廃止	▲ 4,687		▲ 4,687	▲ 4,297		▲ 4,297
4 車体課税	▲ 1,685	▲ 253	▲ 1,938	▲ 1,685	▲ 207	▲ 1,892
環境性能割の廃止	▲ 1,685	▲ 253	▲ 1,938	▲ 1,685	▲ 207	▲ 1,892
5 固定資産税		▲ 44	▲ 44			
(1) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長		▲ 10	▲ 10			
(2) 免税点の引上げ		▲ 39	▲ 39			
(3) その他		6	6			
合 計	▲ 6,668	▲ 844	▲ 7,511	▲ 6,027	▲ 207	▲ 6,234
国税の税制改正に伴うもの	150	▲ 107	42	▲ 17	▲ 16	▲ 32
個人住民税	▲ 35	▲ 28	▲ 64			
法人住民税	▲ 13	▲ 79	▲ 92	▲ 3	▲ 16	▲ 18
法人事業税	84		84	▲ 14		▲ 14
地方消費税	114		114			
再 計	▲ 6,518	▲ 951	▲ 7,469	▲ 6,044	▲ 223	▲ 6,266

- (注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。
- (注2) 上記の他、地方譲与税の増減収額は下記のとおり。
 ・森林環境譲与税の減収額は、平年度▲8億円と見込まれる。
 ・特別法人事業譲与税の減収額は、平年度▲308億円、初年度▲6億円と見込まれる。
- (注3) 上記の国税の改正に伴うもののうち、賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の見直しによる法人住民税及び法人事業税の増収見込額は平年度332億円である。
- (注4) 物品販売に係る地方消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる地方消費税額は、平年度42億円である。
- (注5) 軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和8年度税制改正における税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。安定財源の確保の完成までの間、地方財政措置において適切に対応する。
- (注6) 環境性能割の廃止に伴う減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

三 個人住民税

1 個人住民税の控除等

(1) 改正前の制度の概要

① 同一生計配偶者

同一生計配偶者は、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が58万円以下であるものをいいます（旧地法23①七、292①七）。

同一生計配偶者を有する納税義務者（合計所得金額1,000万円以下の者に限ります。）については、配偶者控除の適用が受けられます（地法34①十、314の2①十）。

② 扶養親族

扶養親族は、納税義務者と生計を一にする親族等のうち前年の合計所得金額が58万円以下であるものをいいます。58万円という額は、所得税の基礎控除額（本則分）と同額となるよう設定されたものであります（旧地法23①九、292①九）。

扶養親族を有する納税義務者については、扶養控除の適用が受けられます（扶養親族の年齢が16歳以上の場合に限ります。）（地法34①十一、314の2①十一）。

(2) 改正の内容

所得税において、基礎控除（本則分）の引上げ（改正前：最高58万円→改正後：最高62万円）

に伴い各種控除の所得要件を引き上げたため、個人住民税においても税務実務の簡素化の観点から同様の措置（個人住民税における各種控除の所得要件の引上げ）を講ずることとされました（地法23①七・九、292①七・九）。

なお、租税特別措置法第41条の16の2第1項による基礎控除の引上げ分については、所得税においても各種控除の所得要件に反映させていないことから、個人住民税においても各種控除の所得要件に反映させないこととしています。

施行期日は、令和9年1月1日とし、令和9年度以後の年度分の個人住民税について適用することとされています。

項目	考え方	改正内容
ア 扶養親族の前年の合計所得金額要件	所得税においてこれらの所得要件が62万円に引き上げられたため、個人住民税においても所得要件が同額となるよう引き上げます。	改正前：58万円→改正後：62万円
イ 同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件		

(3) その他の改正

ひとり親に係る子及び雑損控除の対象者である所得割の納税義務者の配偶者その他の扶養親族の所得要件についても引上げ（改正前：58万円→改正後：62万円）が行われました（地法23

①十二イ、34①一、292①十二イ、314の2①一、地令7の2の2②、7の13①、46の2の2②、48の6①。

2 ひとり親控除の見直し

(1) 改正前の制度の概要

納税義務者自身がひとり親（※）であるときは、30万円を総所得金額等から控除することとされています（地法23①十二、292①十二、旧地法34①八の二、314の2①八の二）。

※ 「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます（地法23①十二、292①十二、旧地令7の2の2、46の2の2）。

- ・ その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除

き、前年の総所得金額等の合計額が58万円以下のものに限ります。）を有すること。

- ・ 前年の合計所得金額が500万円以下であること。
- ・ その者と事実上婚姻関係と同等の事情（事実婚など）にあると認められる者がいないこと。

(2) 改正の内容

個人住民税のひとり親控除について、控除額を33万円（改正前：30万円）に引き上げることとされました（地法34①八の二、314の2①八の二）。

なお、施行期日は、令和10年1月1日とし、令和10年度以後の年度分の個人住民税について適用することとされています（改正地法附則3⑨、11⑧）。

<ひとり親控除の概要>

改正前（令和3年度～）

		配偶関係			死別	離別	未婚のひとり親
		扶養親族	有	子以外			
本人が女性	有	子	30	30	30	寡婦控除	ひとり親控除
		子以外	26	26	—		
	無	26	—	—			
本人が男性	有	子	30	30	30		
		子以外	—	—	—		
	無	—	—	—			

※合計所得金額500万円以下の者が対象
※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外

改正後（令和10年度～）

		配偶関係			死別	離別	未婚のひとり親
		扶養親族	有	子以外			
本人が女性	有	子	33	33	33		
		子以外	26	26	—		
	無	26	—	—			
本人が男性	有	子	33	33	33		
		子以外	—	—	—		
	無	—	—	—			

※合計所得金額500万円以下の者が対象
※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外

3 ふるさと納税制度の見直し

(1) 特例控除額に係る定額上限の設定

① 改正前の制度の概要

個人が支出した特例控除対象寄附金のうち

2,000円を超える額については、所得税の寄附金控除（所得控除。所法78）と個人住民税の10%の税額控除（基本分）に加え、特例控除額を上乗せすることで、原則として2,000円を除いた寄附金額の全額を控除することと

されています（地法37の2①、314の7①）。

特例控除額については、特例控除対象寄附金の合計額が2,000円を超える場合には、個人住民税所得割額の2割を上限として、当該特例控除対象寄附金の合計額から2,000円を差し引いた額に90%から所得税の限界税率（寄附者に対し適用される最高税率）を控除した率を乗じた額とされています（旧地法37の2①、314の7①）。

② 改正の内容

特例控除額は個人住民税の所得割額の2割が上限とされていることに伴い、高所得者ほど特例控除額が高くなる構図となっていることから、ふるさと納税については高所得者優遇ではないかとの指摘があったところです。

今回、特例控除額に係る定額の上限額の設定に当たっては、給与収入1億円の納税義務者が、適用下限額2,000円を除く全額が控除される特例控除対象寄附金の上限額を寄附した場合における特例控除額を勘案して、道府県民税及び市町村民税を合わせた上限額を193万円とし、それぞれの所得割の税率を踏まえ、下記のとおりそれぞれにおける金額を規定することとされました（地法37の2①、314の7①、地法附則5の5①②）。

《規定内容》

	原 則	指定都市の区域内に居住
道府県民税 (地法37の2①、 附則5の5①)	77万2千円	38万6千円
市町村民税 (地法314の7①、 附則5の5②)	115万8千円	154万4千円
合計	193万円	193万円

なお、施行期日は、令和9年1月1日とされています。

また、経過措置として、令和10年度以後の年度分の個人住民税について適用し、令和9年度分までの年度分の個人住民税については、なお従前の例によることとされています（改正地法附則3⑨、11⑧）。

※ なお、地方税法第37条の2第11項及び同法第314条の7第11項については、併せて、所得税における基礎控除の引き上げに伴い、特例控除額の算定方法に係る所要の見直しが行われました。

前述のとおり特例控除額については、特例控除対象寄附金の合計額が2,000円を超える場合には、個人住民税所得割額の2割を上限として、当該特例控除対象寄附金の合計額から2,000円を差し引いた額に90%から所得税の限界税率（寄附者に対し適用される最高税率）を控除した率を乗じた額としているところ、そこで用いる所得税の限界税率の算定については、個人住民税における課税総所得金額から所得税と個人住民税に係る「人的控除差調整額」を控除した額を基に理論計算することとされました。

令和7年度及び8年度税制改正により、所得税の基礎控除が引き上げられることにより、所得税の課税総所得金額等が小さくなった結果、納税義務者の収入等の状況に変化がない場合には、所得税の限界税率は従前に比べ、引き下がる方向となります。一方で、個人住民税においては基礎控除の引き上げを行っていないため、所得税と個人住民税に係る人的控除差が拡大することとなりました。

上記を踏まえ、所得税の限界税率を適切に算定することができるよう、令和7年度税制改正以降の所得税における基礎控除の引き上げ幅を考慮するべく、計算式について、次のような見直しを行うこととされました（地法37の2①一、314の7①一）。

(見直し後) ※ **太字**が追加部分

個人住民税における課税総所得金額 - 所得税と個人住民税に係る人的控除差「人的控除差調整額」

||

調整控除の一部(法37-イ、314の6-イ)

±

前年度の所得税に係る基礎控除の額-48万円 ※0未満の場合は0

なお、施行期日は、令和8年4月1日としており、令和8年度分以後の年度分の個人住民税について適用することとされています。

(2) 寄附金の活用に係る指定基準の追加

① 改正前の制度の概要

ふるさと納税制度については、いわゆる「返礼品競争の過熱」が問題となったことを受け、平成31年度税制改正において、「ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体についてはふるさと納税の対象外とすることができるよう、制度の見直しを行う」(平成31年度与党税制改正大綱より抜粋)こととされています。具体的には、総務大臣がふるさと納税の対象となる地方団体を指定することとし、その基準として、以下のとおり規定しています(旧地法37の2②各号、314の7②各号)。なお、1号から3号までの詳細は、平成31年総務省告示第179号に規定しています。

- ・ 寄附金の募集を適正に実施すること(募集適正基準・1号)
- ・ 返礼品は返礼割合3割以下とすること(返礼割合3割以下基準・2号)
- ・ 返礼品は地場産品とすること(地場産品基準・3号)
- ・ 指定日前1年以内に(1)~(3)の基準に適合していたこと(4号)
- ・ 指定日前1年以内に報告の求めに対し、応じなかったこと、虚偽報告したことがな

かったこと(5号)

※ 上記の4号及び5号は令和5年度税制改正により追加されたものであり、「前一年以内適合基準」と呼称しています。

総務大臣は、指定をした地方団体が指定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は改正前の地方税法(以下「旧地法」といいます。)第37条の2第6項又は同法第314条の7第6項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができることとされています(旧地法37の2⑥、314の7⑥)。

② 改正の内容

ふるさと納税の規模は令和6年度の寄附受入額が1兆2,728億円にまで拡大している一方、募集費用も令和6年度には5,901億円にまで増加しています。特に、ポータルサイト事業者への手数料等は1,656億円と寄附受入額の13.0%にも達しています。

本来、ふるさと納税により受け入れた寄附金については、住民サービスの充実や地域振興のために活用されるべきです。そのため、地方団体の区域外に流出するポータルサイト運営事業者など外部の事業者に支払う手数料等については、できる限り縮減していく必要があります。

これらを踏まえ、寄附金の活用に係る指定基準を新設し、以下の2点について、地方税法において明確に規定されました(地法37の2②二、314の7②二)。

- ・ 「都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集

に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額」を「寄附金活用可能額」と定義するとともに、当該金額が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の60%以上であること（地法37の2②二イ、314の7②二イ）。

※ なお、これに伴い、募集適正基準の具体的な内容を規定している平成31年総務省告示第179号第2条第2号の募集費用総額5割以下基準については削除されることとなりました。

・ 寄附金活用可能額の用途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること（地法37の2②二ロ、314の7②二ロ）。

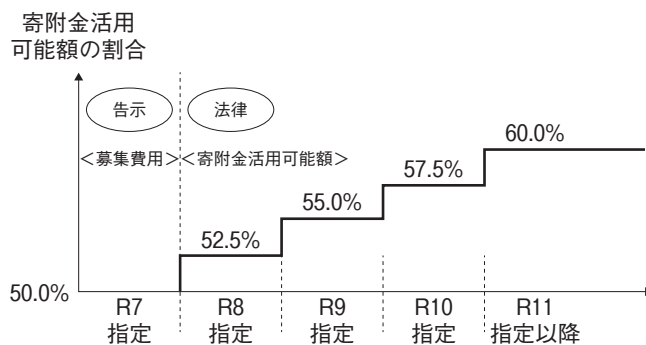
なお、施行期日は、指定対象期間が10月

1日から翌年9月30日とされていることを踏まえ、令和8年10月1日とし、令和8年指定から適用することとされています。

また、寄附金活用可能額を引き上げていくためには、ポータルサイト運営事業者など外部の事業者を支払う手数料等を見直すなどの取組が必要です。その点を考慮し、寄附金活用可能額の割合については1年ごとに2.5%ずつ段階的に引き上げていく経過措置を講じることとされました（改正地法附則3⑤、11④）。

指定対象期間	割合
令和8年10月1日から令和9年9月30日まで	100分の52.5
令和9年10月1日から令和10年9月30日まで	100分の55
令和10年10月1日から令和11年9月30日まで	100分の57.5

【改正イメージ】



(3) 指定取消制度の見直し

① 改正前の制度の概要

総務大臣は、指定をした都道府県等が指定基準のいずれかに適合しなくなった若しくは適合していなかったと認めるとき、又は旧地方税法第37条の2第5項及び同法第314条の7第5項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができます（旧地法37の2⑥、314の7⑥）。

指定を取り消された都道府県等は、取消し

の日から起算して2年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができません（旧地法37の2④、314の7④）。

令和5年度税制改正において、当時の規定では、当該指定対象期間における基準の適合性のみを指定の考慮要素としているため、過去の指定対象期間における基準不適合を理由に指定取消しを行うことはできなかったところ、基準不適合を覚知した時点等により、指定取消しの有無につき差異が生じることは不

公平であるため、制度改正を行いました。具体的には、指定の対象となる将来の期間における指定基準に適合することに加え、新たに、指定の効力が生ずる日前1年以内に各指定基準に適合していること（前一年以内適合基準）を、指定基準に追加しました（旧地法37の2②四・五、314の7②四・五）。

これにより、指定した地方団体に係る指定前1年以内（最大2年前）の基準不適合についても取消事由として考慮することが可能となりました。

② 改正の内容

指定制度導入以降、9団体の指定取消しを行っているが、このうち6件が令和7年の指定取消しであり、違反に伴う寄附金受入額が過去の事案よりも極めて多額となっている事案が発生していることを踏まえ、指定取消期間の見直しが必要ではないかとの意見もありました。また、例えば、地方団体が故意に報告内容を偽るなど帰責性が高い事案が発生した場合には、2年を超える指定取消期間を適用するなど、指定取消制度をより柔軟かつ適切に運用する必要が生じています。

また、令和5年度税制改正において、最大2年前の基準不適合を理由とした指定取消しが可能となるよう制度改正を行ったものの、その後も、指定取消しが可能な期間より以前の指定基準違反行為を覚知する事例が発生しています。違反行為後、早期に覚知されたものについては指定取消しとなるにもかかわらず、違反行為後、その事実を隠匿し続けた都道府県等については指定取消しができないという事態となっており、制度の公平な運用の為に、指定取消しが可能な期間の延長が必要となっています。

そのため、一律2年間となっている指定取消期間について、各指定基準違反事案に応じた適正な対応が可能となるよう、3年以内で総務大臣が定める期間とされました（地法37の2⑥、314の7⑥）。なお、指定取消し及び

指定取消期間の決定に当たっては、従前どおり、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととされています（地法37の2⑧、314の7⑧）。

また、違反行為後、その事実を隠匿し続けた都道府県等に対し、適切・公平な対応を担保する観点から、最大5年前の基準不適合まで指定取消しの対象とできるよう改正が行われました。なお、過去の考慮期間中における基準不適合について、既に指定取消しを受け、その後、指定取消期間を経過し、再度、指定を受けた場合については、再度、当該基準不適合について考慮することは適当でないことから、既に指定の取消しを受けた事実については考慮対象から除外することとされています（地法37の2②五・六、314の7②五・六）。

これらの規定に係る施行期日は、指定取消期間を3年以内とする改正については、今回の改正の趣旨に鑑み、原則施行日である令和8年4月1日以後の基準不適合について、速やかに新規定を適用すべきと考えられることから、令和8年4月1日施行とし、都道府県等が施行日以後において指定基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日以後において指定基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以後において地方税法第37条の2第4項及び同法第314条の7第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについて適用することとされています（改正地法附則3⑦、11⑥）。

一方、遡及期間に係る見直しについては、指定対象期間が10月1日から翌年9月30日とされていることを踏まえ、令和8年10月1日施行としています。本改正により、令和8年10月1日以後は、指定対象期間の初日前4年以内における基準不適合及び報告の求めに対する無回答・虚偽報告が指定に係る要件及び取消事由とされることとなるが、不利益遡及を避ける観点から、令和7年10月1日以後の

基準不適合及び報告の求めに対する無回答・虚偽報告について適用することとされています（改正地法附則3⑥、11⑤）。

4 道府県民税利子割の税収帰属の適正化

(1) 改正前の制度の概要

利子割は、支払を受けるべき利子等の額を課税標準とし、5%の税率により課税されており、利子等の支払又はその取扱いをする者で都道府県内に営業所等を有するものを特別徴収義務者として、特別徴収の方法によって徴収することとされています（地法71の5①、71の6、71の9、71の10①）。

利子割の納税義務者は「利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人」とされており、納税義務者の住所地ではなく、特別徴収義務者である金融機関等の営業所等所在地において課税することとされています。

(2) 改正の内容

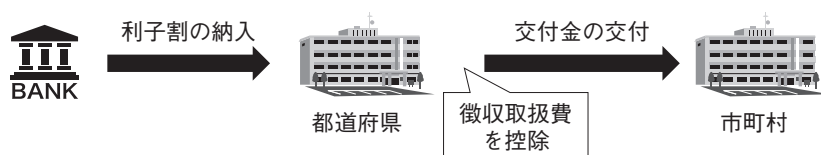
今回の利子割の見直しは、インターネット銀行等の伸長等により、制度創設時の「金融機関等の営業所等所在地と納税義務者の住所地が概ね一致する」という前提が崩れ、課税団体である営業所等所在地都道府県とあるべき税収帰属地である住所地都道府県との間に乖離が生じていることを踏まえて以下のとおり行うものになります。

① 利子割の清算

改正前は、各都道府県は特別徴収義務者から各都道府県に納入された利子割額に相当する額から徴収取扱費を控除した上で、当該都道府県内の市町村に交付していました（旧地法71の26①）。

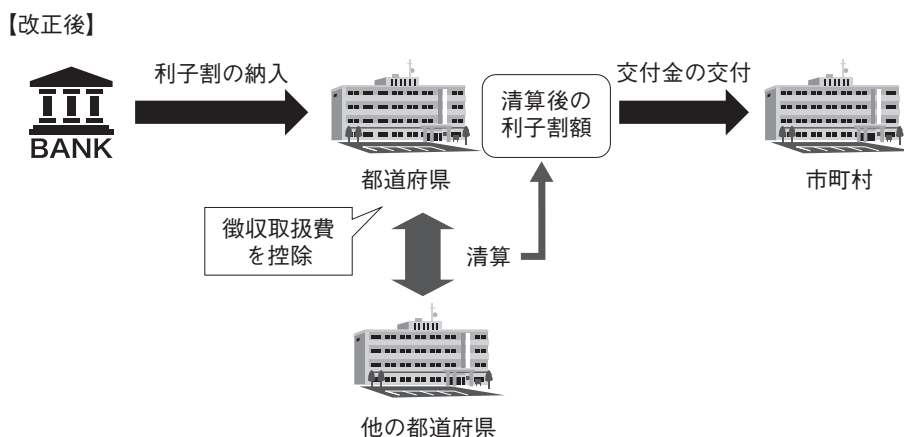
※ 徴収取扱費の控除は、政令で定める率（0.99と規定（地令9の14））を各都道府県に納入された利子割額に相当する額に乗ずることにより行います。

【改正前】



今回、清算制度を導入し、各都道府県は、特別徴収義務者から当該都道府県に納入された利子割額に相当する額から徴収取扱費に相当する額を控除した金額を「利子割清算基準額」に応じて按分し、他の都道府県に係る分を当該都道府県に支払うこととされました（地法71の25①）。

徴収取扱費の控除を清算前に行うこととしているのは、利子割の徴収は清算前の都道府県において行われるものであるから、清算前の利子割収入額に政令で定める率（改正前と同様、0.99）を乗ずることにより控除することが適当であるためです。



② 清算による払込金額の相殺

地方税法第71条の25第1項の規定に基づき清算を行う際、他の都道府県に支払うべき金額と、他の都道府県から支払を受けるべき金額については、関係都道府県間で相殺するものとされました（地法71の25②）。

相殺を行わない場合、各都道府県において、それぞれ他の46団体に清算に係る支払と受入の事務が発生することとなり、効率的ではないことから、このような規定を置いているものです。

③ 利子割清算基準額の計算方法

「利子割清算基準額」は各都道府県ごとに、当該都道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として総務省令で定める方法により算定した額の過去3年分の平均とされました（地法71の25③）。

上記の「都道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額」は、地方税法施行規則第3条の7の3において以下のとおり規定されています。

当該年度の翌年度の市町村税課税状況等の調第58表の副題「第12表関係 (1)総所得金額等に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「計」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額に、当該年度の翌年度の市町村税課税状況等の調第20表の表側当該年

度の「4月」から「12月」まで、表頭「税額」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額を100分の6で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入します。）及び当該年度の市町村税課税状況等の調第20表の表側当該年度の前年度の「1月」から「3月」まで、表頭「税額」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額を100分の6で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入します。）を加えた金額。

④ 市町村への交付

改正前の利子割交付金は、都道府県の利子割収入額から徴収取扱費を控除した金額の5分の3に相当する金額を当該都道府県内の各市町村に対して交付されていました。

今般の清算制度の導入に伴い、都道府県が市町村に交付する金額は、都道府県の利子割収入額から徴収取扱費を控除し、清算による支払い及び受入れを行った後の金額の5分の3に相当する金額とされました（地法71の26）。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とし、令和8年4月1日以後に納期限が到来する利子割について適用することとされています（改正地法附則3①）。

5 個人住民税における配当課税に係る所要の措置

(1) 改正前の制度の概要

原則として、上場株式等の配当等に係る個人住民税の課税については、「配当割」として、配当等の支払時に5%の税率で特別徴収が行われます（地法71の27、71の28、71の30）。配当割の対象となる上場株式の配当等については、申告不要のまま課税関係を終了させることが可能であるほか、他の所得と合わせて総合課税（10%の税率）の対象として申告することや、分離課税（5%の税率）の対象として申告することが、納税義務者の意思によって選択可能です（旧地法32⑫、313⑫、地法32⑬、313⑬）。

上場株式等の配当等のうち、大口株主（ある内国法人に係る株式等の保有割合が3%以上となる者をいいます。以下同じです。）が当該内国法人から支払を受ける配当等（旧地法23①十五）については、上記の課税方式の選択を行うことができず、総合課税の対象として申告しなければならないこととされています。

また、大口株主に加え、単独では株式等の保有割合が3%に満たないが、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる株主（以下「同族会社大口株主」といいます。）についても、大口株主と同様に、当該同族会社大口株主が支払を受ける配当等については、総合課税の対象として申告しなければならないこととされています。

このとき、所得税においては、

- ・ 租税特別措置法第8条の4第1項第1号及び同号を引用する同法第8条の5第1項第2号の対象外とすることで、「総合課税」の対象とする改正を行う一方、
- ・ 源泉徴収段階では、改正前の制度と取扱いを変えないこととしたため、同族会社大口株主等と一般の株主を区別することなく、引き続き、租税法第9条の3第1号の対象とし、15%の税率を適用することとされています。

個人住民税における配当割は、所得税の源泉徴収のように、事後に納税義務者の申告によって税額を確定させることを前提とした制度（一部、申告不要の例外あり）ではなく、配当割の課税対象である特定配当等を所得割の課税対象から除くことを原則（旧地法32⑫、313⑫）とした制度であることから、同族会社大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等について、

- ・ 「特定配当等」や「申告分離課税」の対象となる上場株式等の配当等の対象外となるため、（個人住民税においても、）同族会社大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等について、「申告不要」や「申告分離課税」が選択できず、「総合課税」の対象とすることと併せて、
- ・ 特別徴収（税率5%）の対象から除外する（租税特別措置法第9条の3第1号に対応した規定の整備をしない）こととされていました。

(2) 改正の内容

前述の同族会社大口株主等に係る所得税と個人住民税との取り扱いの相違に起因して特別徴収義務者たる証券会社等の事務負担が過大になっているとの声があったことを踏まえ、地方税においても国税と同様の取扱いとすることとされました。

具体的には、

- ・ 所得税における15%の税率での源泉徴収と同時に、特別徴収（税率5%）を行う対象とするため、配当割の課税標準である「特定配当等」の定義に同族会社大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等を加えつつ、
- ・ 同族会社大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等を「申告不要」や「申告分離課税」の対象外としている構造については維持することとされています。

すなわち、規定の整備として、まず、同族会社大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当

等について、配当割の対象である特定配当等の範疇に含めることとされました(地法23①十五)。

その上で、特定配当等を所得割の課税標準である総所得金額から除外する旨を規定する地方税法第32条第12項及び同法第313条第12項について、「特定配当等」から「同族会社大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等」を除くことにより、同族会社大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き、所得割の課税標準である総所得金額に含めることとされました(地法32⑫、313⑫)。

なお、「申告分離課税」を規定する地方税法附則第33条の2については、その対象について、「特定配当等」を引用しておらず、租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等を直接引用しているため、「特定配当等」の定義が変わったことによる改正は不要とされています(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等には同族会社大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等は含まれないため、引き続き「申告分離課税」の対象外となります)。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とし、令和8年4月1日以後に支払を受ける配当等について適用することとされています(改正地法附則3③)。

6 個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置

(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の趣旨

個人住民税は、納税義務者が納付すべき税額を市町村が計算し、納税義務者に通知する仕組み(地法319の2①、321の4①、321の7の5①)とされているため、法令上、市町村が税額計算に必要な情報を把握できるよう整備する必要があります。そのため、基本的には個人住民税の納税義務者には住民税申告義務が課されているが、給与支払報告書(地法317の6①)又は公的年金等支払報告書(地法317の6④)の提出がされる一定の給与所得者及び公的年金等

受給者については申告が不要であるとされています(地法45の2①、317の2①)。

具体的には、公的年金等受給者については、人的控除以外の所得控除及び特定の人的控除(勤労学生控除、配偶者特別控除(納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額が95万円を超える場合に限ります。)、扶養控除(同居老親等加算を受けようとする場合に限ります。)、特定親族特別控除(特定親族の合計所得金額が85万円を超える場合に限ります。))を受けようとする場合を除き、申告不要であるとされています。

申告不要とされている公的年金等受給者に係る住民税申告書の記載事項(前年の公的年金等に係る所得金額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び特定親族特別控除額の控除に関する事項並びに扶養親族に関する事項(地法45の2①一、五、七、317の2①一、五、七))については、住民税申告書の代わりに、公的年金等支払報告書(地法317の6④)で把握するものとされており、公的年金等に係る所得金額以外の事項については、納税義務者が扶養親族等申告書に記載することにより、当該情報が公的年金等支払報告書に転記されることとなっています。

(2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者及び記載事項

公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、

- ① 所得税における「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(所法203の6①)を提出しなければならない者
- ② 国内において国税における源泉徴収の対象となる公的年金等の支払を受ける納税義務者であって、特定配偶者(※)又は扶養親族(16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者)を有する者

が、毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の

前日までに、公的年金等支払者を經由して、公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととされています（旧地税法45の3の3①、317の3の3①）。

※ 特定配偶者とは、合計所得金額が900万円以下の所得割の納税義務者と生計を一にする、退職手当等に係る所得を有する合計所得金額95万円以下の配偶者をいいます。

市町村が税額計算を行うために必要となる、各種控除に関する情報及び非課税限度額の算定に用いる情報で、(1)のとおり扶養親族等申告書の提出により公的年金等支払報告書に転記されることで把握することとされているものの中には、所得税における扶養親族等申告書では把握できない（所得税の税額計算等を行う上では不要です。）情報（例えば16歳未満の扶養親族）もあるため、個人住民税における扶養親族等申告書については、上記①に加え②も提出義務者としています。

(3) 改正の内容

所得税における公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、源泉徴収において各種人的控除を受けようとする者が提出することとされています（所法203の6①）。

令和7年度税制改正により、所得税において、合計所得金額が132万円以下の者については、基礎控除の金額が改正前の48万円から95万円に引き上げられた（所法86①、措法41の16の2①）ところ、これに伴い、例えば、65歳以上の者に係る源泉徴収不要な公的年金等の額についても、158万円未満から205万円未満に引き上げられました（所法203の7、所令319の12、措令26の27①、26の27の2②）。

源泉徴収義務のかからない公的年金等の金額未満である場合には、所得税は非課税となることから、これらの者については、所得税において、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を出

す必要性がなく、実質的に上記(2)①の提出義務者の範囲が、公的年金等収入額205万円未満の者まで拡大されたと言える状況となっています。

一方、個人住民税においては、基礎控除の引上げが行われなかったため、個人住民税が非課税となる公的年金等の額についても変わっており、所得割は157.9万円、均等割は155万円（一級地の場合）となっています（65歳以上の単身者に係る金額）。

そのため、公的年金等収入額がこれらの金額を超えて205万円未満の者については、（任意での申告があった場合を除きます。）市町村において配偶者や扶養親族等の情報が把握できないため、これらの者についても配偶者や扶養親族の情報を把握できるよう改正を行う必要がありました。

そのため、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲に、前述の(2)①②に、次の③を加えることとされました（地法45の3の3、317の3の3）。

- ③ 所得税において源泉徴収を要しない（所得税法第203条の7の規定の適用を受けず。）公的年金等の支払を受ける者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において一定の金額に満たない者を除きます。）のうち、
- ・ 特定配偶者
 - ・ 扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限ります。）
 - ・ 特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限ります。）を有する者又は納税義務者本人が、次のいずれかの該当する者
 - ・ 障害者
 - ・ 寡婦
 - ・ ひとり親

なお、施行期日は、令和9年1月1日とし、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する公的年金等受給者の扶養親族等申告書について適用することとされています（改正地法附則3⑩、11⑨）。

7 住宅ローン控除の延長等

(1) 改正前の制度の概要

① 通常の住宅ローン控除

所得税における住宅ローン控除は、個人が、住宅の取得等をして、令和7年12月31日まで

の間に居住の用に供したときに、13年間（一部10年間）住宅借入金等特別税額控除額（12月31日時点の住宅ローン残額に控除率を乗じた金額）を所得税額から控除する仕組みとなっています（旧措法41）。

改正前の住宅ローン控除の概要（令和4年～令和7年に入居した場合）

入居年		令和4年1月～ 令和5年12月	令和6年1月～ 令和7年12月	
借入 限度額	新築 住宅等	認定長期優良住宅 ・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 (子育て特例対象個人 (※1)は5,000万円)
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 (子育て特例対象個人は 4,500万円)
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 (子育て特例対象個人は 4,000万円)
		その他の住宅	3,000万円	0円(※2)
	住 既 存	認定住宅等	3,000万円	
		その他の住宅	2,000万円	
所得要件		合計所得金額2,000万円以下		
控除率		0.7%		
床 面 積	合計所得金額：2,000万円以下	50㎡以上		
	合計所得金額：1,000万円以下で、 新築の認定住宅等の場合	40㎡以上		

※1 子育て特例対象個人：年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。

※2 令和5年12月31日以前に建築確認を受けた家屋又は令和6年6月30日以前に建築された家屋の場合は2,000万円

※3 居住年が令和4年から令和7年までの認定住宅等で新築住宅等の場合及び居住年が令和4年・令和5年のその他の住宅で新築住宅等の場合の控除期間は13年間（それ以外は10年間）

個人住民税の住宅ローン控除については、前年分の所得税について住宅ローン控除の適用を受けた場合に、所得税額から引ききれなかった額（住宅ローン控除可能額－住宅ロー

ン控除適用前の所得税額）について個人住民税の住宅ローン控除の控除限度額の範囲内で控除することとされています（旧地法附則5の4、5の4の2）。

個人住民税の住宅ローン控除の控除限度額（道府県民税・市町村民税の合計）

- 前年分の所得税の課税総所得金額等の5%に相当する金額（当該金額が9.75万円を超える場合には、9.75万円）
 ※ 居住年が平成26年4月1日から令和3年12月31日までの場合には、前年分の所得税の課税総所得金額等の7%に相当する金額（当該金額が13.65万円を超える場合には、13.65万円）

② 東日本大震災の被災者に係る特例

イ 適用期間の特例

個人がその居住の用に供していた家屋が、東日本大震災の被害により居住の用に供することができなくなった場合、本来受けられるべき控除期間のうち、当該家屋に係る住宅ローン控除を引き続き適用できます（震災税法13）。

※ 本来は、当該家屋を初めて居住の用に供した日以後、各年の12月31日まで引き続き居住の用に供している場合におけるその年分の所得税に限り、住宅ローン控除の適用が受けられます。

また、東日本大震災の被害により、住宅

ローン控除の適用を受けていた家屋（以下「旧住宅」といいます。）を居住の用に供することができなくなった個人（以下「住宅被災者」といいます。）が、新たに住宅の取得等をして居住の用に供した場合、旧住宅に係る住宅ローン控除との重複適用を認めています（震災税法13）。

ロ 控除額の特例

住宅被災者が住宅ローン控除の適用を受ける場合には、租税特別措置法に規定する借入限度額及び控除率に代えて、以下の借入限度額及び控除率を適用することができます（震災税法13の2）。

入居年		令和4年1月～ 令和5年12月	令和6年1月～ 令和7年12月
借入 限度 額	新築 住宅 等	認定住宅	4,500万円 (子育て特例対象個人 は5,000万円)
		特定エネルギー消費性能向上住宅	
		エネルギー消費性能向上住宅	
		その他の住宅	0円(※)
既存住宅		3,000万円	
所得要件		合計所得金額2,000万円以下	
控除率		0.9%	
床 面 積	合計所得金額：2,000万円以下	50㎡以上	
	合計所得金額：1,000万円以下	40㎡以上（新築のみ）	

※ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けた家屋又は令和6年6月30日以前に建築された家屋の場合は4,500万円

個人住民税においても、所得税における上記の東日本大震災の特例の適用があった場合には、個人住民税における住宅ローン控除が適用できることとする等の措置を講

じています。また、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に入居した者については、控除限度額を前年分の所得税に係る課税総所得金額等の7%に、控除限度

額の上限を13.65万円に拡充しています（旧地法附則45）。

の対象となる入居の期限を令和12年12月31日までに5年延長するとともに、令和8年から令和12年までの居住に係る借入限度額等の要件については、以下のとおりとされました。

(2) 改正の内容

① 通常の住宅ローン控除

令和8年度税制改正では、住宅ローン控除

			右記以外	子育て世帯等
借入限度額	新築住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
		ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
		省エネ基準適合住宅	<u>2,000万円</u> （※1）	<u>3,000万円</u> （※1）
	既存住宅	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	<u>3,500万円</u>	<u>4,500万円</u>
		ZEH水準省エネ住宅		
		省エネ基準適合住宅	<u>2,000万円</u>	<u>3,000万円</u>
		その他の住宅	2,000万円（※2）	
所得要件		合計所得金額2,000万円以下		
控除率		0.7%		
床面積	合計所得金額：2,000万円以下		50㎡以上	
	合計所得金額：1,000万円以下 (子育て世帯等への上乗せ措置と選択適用)		40㎡以上	
立地要件		<u>土砂災害などの災害レッドゾーン（※3）の新築（建替え除く）は適用対象外（既存住宅等は適用対象）</u>		

- ※1 新築住宅は令和10年以降適用対象外（令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合には、借入限度額2,000万円、控除期間10年）
- ※2 既存住宅でその他の住宅の場合には、控除期間は10年（それ以外の場合には13年）
- ※3 開発・建築行為に規制が講じられている、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域（都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ）

上記改正に伴い、個人住民税については、引き続き、住宅ローン控除可能額で所得税において引ききれなかった額について、対応することとし、控除限度額も、従前と同様に、所得税の課税総所得金額の5%（9.75万円を上限）としています。

そのため、適用年度について、改正前は「令和20年度まで」としているところ、「令和25年度まで」に5年延長するとともに、居住年の要件についても、「令和7年まで」としているものを「令和12年まで」に5年延長す

ることとしています（地法附則5の4）。

また、後述のとおり、旧地方税法附則第5条の4を削除したことに伴い、平成11年～平成18年に居住した場合を適用要件から削除しています（旧地法附則5の4、地法附則45）。

その他、所得税における租税特別措置法第41条の改正を踏まえ、所要の措置を講じています。

② 東日本大震災の被災者に係る特例

所得税においては、令和8年以降の入居の場合の控除期間、控除限度額、対象となる住

宅の取得等の範囲等について以下のとおり改正することとされています(震災税特法13の2)。

○ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.9%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年			

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円と、控除率は0.9%と、控除期間は13年とします。

○ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.9%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		3,000万円		

○ 上記以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	3,000万円	0.9%	10年

個人住民税においても、所得税における上記改正に伴い、従来どおりの措置を講ずることとしているが、これに伴う地方税法附則第45条の改正は生じておりません。

なお、これら措置による令和9年度以降の個人住民税の減収額は、地方特例交付金により、全額国費で補填することとされています。

(3) 執行規定の削除等

旧地方税法附則第5条の4の規定は、平成19年のいわゆる「三位一体の改革」により所得税から個人住民税に3兆円規模の税源移譲が行われた際、中低所得者層の所得税額の減少により、所得税において行われていた住宅ローン減税による減税額が縮小することに伴う負担増相当分について翌年度の個人住民税から税額控除を行うことを可能とする目的で設けられた規定であり、平成11年から平成18年までの入居者を対象

としているところ、当該規定は、平成28年度分の個人住民税まで適用され得ることとなっております。

ただし、同年度分の個人住民税についての更正又は決定が行われ得る期間までは、旧地方税法附則第5条の4の規定を存置することとし、当該規定についてこれまで削除していませんでした。

今回、上記の更正・決定期限を含め、旧地方税法附則第5条の4が適用され得ることがなくなったことから、当該規定を削除することとします。これに伴い、旧地方税法附則第5条の4の2を地税法附則第5条の4に繰り上げていきます(旧地法附則5の4、地法5の4)。

(4) 所得税の基礎控除の額の引き上げに伴う所要の措置

個人住民税における住宅ローン控除は、所得

税における住宅ローン控除について、前年分の所得税額から控除しきれない額がある場合に、「控除限度額」の範囲内で控除する制度となっています。

この控除限度額は、「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（一部7%）に相当する金額」（定額の上限定あり）とされているところ、所得税の基礎控除額が引き上げられると、控除限度額の算定に用いる「所得税の課税総所得金額」が減少することから、控除限度額が縮小することとなります。このこと自体は、制度上、当然に起こり得るものではありませんが、令和7年度税制改正においては、平成7年以降、引き上げられていなかった所得税の基礎控除が引き上げられることとなり、かつ、その引上げ額は、最大で47万円となることから、控除限度額の縮小の影響が懸念されました（特に、個人住民税における住宅ローン控除の適用を受ける者は、所得税において控除しきれない額がある者であるため、この影響により、税負担の増加が懸念されました。）。

これについて、住宅ローン控除は、入居年以後の各年（個人住民税においては入居年の翌年度以後の各年度）に控除する仕組みであるところ、入居時点で想定し得ないことであることも踏まえ、令和8年度税制改正において、令和7年度税制改正以前の所得税の基礎控除額と同様の条件で、個人住民税の控除限度額を算定するための措置を講ずることとされました。

具体的には、令和7年以前に入居した者に係る控除限度額の算定については、「前年分の所得税の課税総所得金額等から前年分の所得税の基礎控除額（特例分を含みます。）から48万円を控除して得た額（零の場合は零）を加算した額の5%（一部7%）に相当する金額」（定額の上限定は変更なし）とすることとされました（地法附則5の4）。

この措置は、個人住民税における住宅ローン控除の導入以来、引上げのなかった基礎控除額が、令和7年度税制改正で大幅に引き上げられ

たことを踏まえ、それにより不利益が生じ得る者に特に配慮して講ずることとしたものであるところ、令和8年以降の入居者については、物価上昇等に応じて所得税の基礎控除額が変動し得ることは十分に予見可能であり、令和7年以前の入居者と同様の措置を講じる必要はないことから、「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%に相当する金額（上限9.75万円）」とされています。同様に、令和9年度以降の改正で、仮に所得税において更なる控除の見直し等が行われたとしても、今回のような個人住民税の住宅ローン控除の控除限度額における措置を講じるものではないと考えられます。

8 NISAの拡充

(1) 改正前の制度の概要

所得税及び個人住民税における少額投資非課税制度（いわゆるNISA）については、家計の安定的な資産形成の支援や経済成長に必要な成長資金の供給の拡大の両立を図ることを目的に、平成26年から導入されました。令和5年度税制改正において、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とすることが決定されました。年間投資上限額については従前の制度よりも大幅に拡充され、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資に係る「つみたて投資枠」については年間120万円まで、上場株式への投資が可能な「成長投資枠」については年間240万円まで（つみたて投資枠との併用可）とされました。また、非課税保有限度額の総額についても1,800万円とされています。

地方税法においては、特例の適用を受ける個人が、非課税口座内上場株式等と非課税口座内上場株式等以外の上場株式等（以下「通常の上場株式等」といいます。）を両方有する場合に、納税者の負担を軽減するため、非課税口座内上場株式等と通常の上場株式等とを区分して、事業所得、譲渡所得、雑所得の額を計算する旨を規定する（旧地法附則35の3の2①④）とともに

に、非課税口座から非課税口座内上場株式等の払出しがあった場合に、その払出し時の金額により譲渡があったものとみなして個人住民税に関する法令の規定を適用する旨を規定していません（旧地法附則35の3の2②⑤）。

(2) 改正の内容

令和8年度税制改正により、改正前のNISA制度については、対象年齢は18歳以上とされていたが、次世代の資産形成を支援することから、つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで拡充するとともに、非課税口座の開設者である子が0～17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とし、子の年齢が18歳に達した際、年間投資枠等については、18歳以上向けの制度に移行する仕組みとされました。また、非課税口座の開設者について基準年（その年3月31日において18歳である年をいいます。以下同じです。）の前年末までは払出制限を課することとされています。

これらについては、租税特別措置法の改正として、以下の内容が講じられています。

- ・ 今般の改正により新設される「未成年者特定累積投資勘定」（0歳～17歳に設けられる特定累積投資勘定）で管理する上場株式等については、基準年の前年末までは払出し制限が課されます（措法37の14⑤六ホ）。
- ・ 基準年の前年末までに、払出し制限に違反するなどの契約不履行等事由（措法37の14⑥）が生じた場合には、口座開設以後、契約不履行等事由発生時までに支払を受けるべき非課税口座内の上場株式等の配当等について、租税特別措置法第9条の8第1項に基づく非課税を取消し、当該配当等が、契約不履行等事由が生じた際に支払われたものとして遡及課税する規定を新設（措法9の8②）。
- ・ 未成年者特定累積投資勘定で管理する上場株式等については、基準年の前年末まで払出し制限が課されるが、これに違反して、基準年の前年末までに契約不履行等事由が生じた場合には、それまでに非課税口座で生じた譲渡益については非課税を適用せず、遡及課税する旨を新たに規定（措法37の14⑥）。
- ・ 租税特別措置法第37条の14第6項による遡及課税の所得金額の計算において譲渡損・含み損となる場合には、これらの損失については法令上ないものとみなし、他の上場株式等の譲渡所得などと損益通算ができない扱いとする（措法37の14⑦）とともに、基準年の前年末までに契約不履行等事由が生じた場合には、15%源泉徴収する旨を規定（措法37の14⑧）。
- ・ 地方税法においても、租税特別措置法における改正内容を踏まえ、下記のとおり所要の改正を行うこととしています。
- ・ 契約不履行等事由が生じた場合、非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとして個人住民税の配当割を課す旨を規定（地法附則33の2の2①）。
- ・ 未成年者特定累積投資勘定で管理する上場株式等については、基準年の前年末まで払出し制限が課されます。これに違反して、基準年の前年末までに契約不履行等事由が生じた場合には、それまでに非課税口座で生じた譲渡益については非課税を適用せず、遡及課税する旨を新たに規定（地法附則35の3の2③⑧）。
- ・ 地方税法附則第35条の3の2第3項、第8項の規定が適用される場合の遡及課税の所得金額の計算において譲渡損・含み損となる場合には、これらの損失については法令上ないものとみなし、他の上場株式等の譲渡所得などと損益通算ができない扱いとする旨を新たに規定（地法附則35の3の2④⑨）。
- ・ 基準年の前年末までに契約不履行等事由が生じた場合、国税において15%の源泉徴収が行われることとなるが、地方税についても並びで5%特別徴収の必要があり、徴収・納付について地方税法において規定。あわせて、株式等譲渡所得割の規定の適用にあたって必

要な読替規定を新設（地法附則35の3の3）。
なお、施行期日は、租税特別措置法の改正と同様、令和9年1月1日とされています。

9 暗号資産取引に係る課税の見直し

(1) 改正前の制度の概要

暗号資産取引に係る所得は雑所得として総合課税されることとされており、所得税については他の所得と合わせて5%から45%までの累進税率により、個人住民税については他の所得と合わせて10%の税率により、それぞれ課税されることとされていました。

(2) 改正の概要

① 所得税における改正

イ 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る申告分離課税及び繰越控除の創設

特定暗号資産（暗号資産のうち、その名称が金融商品取引業者登録簿に登録されているものその他一定の暗号資産をいいます。）を譲渡した場合の所得について、申告分離課税（他の所得と区分して15%の税率で課税）を導入するとともに、暗号資産取引業者に報告書の提出義務を課すこととされています（措法38の2）。

また、前年以前3年内の各年において発生した特定暗号資産に係る譲渡損失について、当該年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得の金額から控除することができることとされています（繰越控除）（措法38の3）。

ロ 暗号資産デリバティブ取引の先物取引に係る雑所得等の分離課税の対象への追加
改正前の先物取引に係る雑所得等の申告

分離課税については、暗号資産デリバティブ取引は対象外となっています（旧措法41の14①二）。

特定暗号資産に係るデリバティブ取引を、申告分離課税の対象外となる暗号資産デリバティブ取引から除外することにより、特定暗号資産に係るデリバティブ取引を申告分離課税の対象とすることとされています。

② 個人住民税における改正

個人住民税についても、特定暗号資産を譲渡した場合の所得について、申告分離課税（他の所得と区分して5%（県2%、市3%（指定都市の場合、県1%、市4%））の税率で課税）が導入されました（地法附則35の3の6）。

また、前年3年内の各年において発生した特定暗号資産に係る譲渡損失について、前年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、前年分の特定暗号資産に係る所得金額から控除することができることとされました（地法附則35の3の7）。

なお、上記①ロの見直しについては、個人住民税における先物取引に係る雑所得等の申告分離課税を規定する地方税法附則第35条の4において、その対象となる所得について租税特別措置法第41条の14第1項を引用していることから、租税特別措置法の改正が自動で連動するため、地方税法の改正は不要となります。

なお、施行期日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日とし、上記施行期日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人住民税について適用することとされています（改正地法附則3十六、11十三）。

四 法人住民税・法人事業税

- 1 地域間連系線の整備における全国調整スキームに係る費用負担相当額を控除する収入割の課税標準の特例措置の創設
 - (1) 経緯

日本では、これまで電力会社の供給エリア（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄）ごとに送配電網が整備されてきたという歴史的経緯から、エリア間を結ぶ「地域間連系線」の容量が小さいという課題があったところ、平成30年に発生した北海道胆振東部地震を起因とするブラックアウト（大規模停電）を契機に、災害へのレジリエンス強化等の観点から、地域間連系線の増強が進められることとなりました。

令和8年度より、一般送配電事業者等が行う地域間連系線の整備に係る費用の一部が、託送料金に上乘せられて回収されるため、一般送配電事業者から、連系線整備事業実施主体に支払われる金額について、収入金額から控除する特例を創設する要望が経済産業省から出されました。
 - (2) 改正の内容

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物（地域間連系線）の整備又は更新の実施を行う一般送配電事業者又は送電事業者に地域間連系線の整備等に必要の費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を3年間に限り講ずることとされました（地法附則9②）。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とされています。
- 2 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の廃止
 - (1) 改正前の制度の概要

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」といいます。）は、銀行等からの株式の買取りと市場への中長期的な売却を通じて、金融機関の政策保有株式の解消を図ることを目的として設立された団体であり、金融資本市場のセーフティネット機能を有するものとして、資本割の課税標準を10億円とする特例措置が講じられています（旧地法附則9③）。
 - (2) 改正の内容

機構による銀行等からの株式買取り業務が本年度末に終了する（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）（以下「銀行等株式保有制限法」といいます。）第38条等に規定）ことを踏まえ、本特例措置を廃止することとされました（旧地法附則9③）。

なお、機構の株式買取り業務は本年度末に終了するが、保有株式の市場への売却業務は引き続き継続されます。また、銀行等株式保有制限法第19条第2項第1号で機構の設置期限は令和18年3月31日とされているところ、以下のとおり段階的に控除額を縮小する激変緩和措置を設けることとされました（改正地法附則6②）。

 - ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に20分の19を乗じて得た金額
 - ② 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に10分の9を乗じて得た金額
 - ③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に10分の8を乗じて得た金額
 - ④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日ま

での間に開始する事業年度

資本金等の額に10分の7を乗じて得た金額

- ⑤ 令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度

資本金等の額に10分の6を乗じて得た金額

- ⑥ 令和13年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する事業年度

資本金等の額に10分の5を乗じて得た金額

- ⑦ 令和14年4月1日から令和15年3月31日までの間に開始する事業年度

資本金等の額に10分の4を乗じて得た金額

- ⑧ 令和15年4月1日から令和16年3月31日までの間に開始する事業年度

資本金等の額に10分の3を乗じて得た金額

- ⑨ 令和16年4月1日から令和17年3月31日までの間に開始する事業年度

資本金等の額に10分の2を乗じて得た金額

- ⑩ 令和17年4月1日から令和18年3月31日までの間に開始する事業年度

資本金等の額に10分の1を乗じて得た金額

(3) 電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の課税標準の特例措置の適用期限の延長

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、発電事業者が一般送配電事業者等による託送供給により電気の供給を行う場合において当該託送供給の料金として支払うべき金額（発電側課金）に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長することとされました（地法附則9⑦）。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とされています。

(4) 電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の課税標準の特例措置の適用期限の延長

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の収入金額を追加する

課税標準の特例措置の適用期限を3年延長することとされました（地法附則9⑦）。

- ① 小売電気事業者が一般送配電事業者又は配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額

- ② 配電事業者が電気工作物を一般送配電事業者から譲り受けるなどして託送供給を行う場合の配電事業者又は一般送配電事業者の託送供給に係る収入金額のうち、当該電気工作物の譲り受け等に係る費用として支払うべき定期支払額に相当する収入金額

なお、施行期日は、令和8年4月1日とされています。

(5) (株)東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長

(株)東日本大震災事業者再生支援機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長することとされました（地法附則9⑩）。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とされています。

(6) 国税の改正に伴うもの

- ① 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制については、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを強化する観点から、令和6年度税制改正において抜本的な強化がされた一方で、足元では賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にあり、企業の賃上げをめぐる状況は令和6年度税制改正当時と大いに様変わりしています。

こうした状況に鑑み、令和8年度税制改正プロセスでは、本税制の適用期限の到来前であったが与党税制調査会において議論が行われました。

その結果、国税では、下記の見直しが行われることとなりました。

イ 大企業向け措置については、コーポレートガバナンス改革に基づく人的資本への投資促進の要請や、税制が生産性の高い分野への労働移動を阻害する可能性、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、適用期限を待たずに廃止

ロ 中堅企業向け措置については、令和8年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止

ハ 中小企業向け措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和8年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討

ニ 教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止

地方税では、これまで、法人事業税の付加価値割において、法人税における賃上げ促進税制に合わせ、継続雇用者等の給与総額を対前年度比で一定以上増加させた法人に対して、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値割から控除する特例措置が設けられており、また、法人住民税において、中小企業者等が法人税の賃上げ促進税制の適用を受けた場合には、その適用後の法人税額を課税標準とする措置が講じられていました。

今般の国税（法人税）における賃上げ促進税制の見直しに合わせ、以下のとおり、適用要件の見直し等を行うこととされました（地法附則8⑭～⑯、9⑫⑬）。

イ 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除きます。）について、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止します。

ロ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、適用対象を、常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人に限ることとし、適用要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（改正前：3%以上）であることとします。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とされています。

② 大胆な設備投資の促進に向けた税制の創設
危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するためには、企業が大胆な設備投資を行い、新たな付加価値の創出と生産性向上による果実が賃上げにつながる好循環をより強固なものとし、こうした好循環を海外市場と結びつけることで、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが極めて重要とされています。

こうした考え方の下、国税では、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資の促進に向けた税制を創設することとされました。

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のものに限り）で、特定生産性向上設備等（その法人が同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限り）に該当するもの（以下「特定機械装置等」といいます。）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供した場合（その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合に限り）には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との

合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除との選択適用ができることとされました。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされました。

地方税では、本制度の新設に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされました（地法附則8⑱⑲）。

なお、施行期日は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日とされています。

③ 研究開発税制の拡充等

研究開発投資は、経済成長を加速させ、社会課題解決の推進力となるイノベーションの源泉であり、企業の研究開発投資の規模拡大や質の向上は、「強い経済」を実現する上で、極めて重要な意味を持つとされています。

こうした考え方の下、国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、研究開発税制において、新たに「戦略技術領域型」を創設し、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限を設定することとされました。あわせて、当該技術に係る認定を受けた研究開発機関と企業の共同・委託研究についても同様に高い税額控除率を設け、さらに、これらについて3年間の繰越税額控除を設けるなど、制度が抜本的に強化されることとなりました。また、試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する観点から、一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について見直しも行われたほか、海外への委託研究について、国内での試験研究に馴染まない海

外での治験に配慮しつつ、諸外国と同様、一定の制限を設けることとし、科学技術創造立国としての復権に向けて、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化を図ることとされました。

地方税では、本制度の拡充等に伴い、改正前の制度と同様、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされました（地法附則8⑩～⑪）。

なお、施行期日は、令和8年4月1日（重点産業技術研究費の税額控除制度、重点産業技術研究費に繰越税額控除制度に係る規定については、産業技術力強化法の一部を改正する法律の施行の日）とされています。

④ 地方拠点強化税制の拡充及び延長

国税（法人税）では、地方拠点強化税制（特別償却・税額控除）について、今般の税制改正では、これまでの適用実績を踏まえつつ、企業が移転先等において本社機能のあるオフィス等を整備する場合に中古資産の取得も可能とする等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長することとされました。また、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（以下「雇用促進税制」といいます。）は、適用期限の到来をもって廃止することとされました。

地方税では、従前と同様に、法人税の特別償却を法人住民税及び法人事業税に、税額控除を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとしています（地法附則8⑬）。また、雇用促進税制については、国税の廃止に伴い、法人住民税についても廃止することとされました（旧地法附則8⑦）。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とされています。

⑤ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直し及び延長

国税（法人税）では、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、特別償却率及び税額控除率を次のとおり見直した上、

その適用期限を2年延長することとされました。

イ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。以下同じです。）

特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率

(イ) 炭素生産性向上率22%以上（改正前：17%以上）

特別償却率30%（改正前：50%）又は税額控除率10%（改正前：14%）

(ロ) 炭素生産性向上率17%以上22%未満（改正前：10%以上17%未満）

特別償却率30%（改正前：50%）又は税額控除率5%（改正前：10%）

ロ 中小企業者以外の法人

特定認定エネルギー利用環境負荷低減事

業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率

(イ) 炭素生産性向上率25%以上（改正前：20%以上）

特別償却率30%（改正前：50%）又は税額控除率8%（改正前：10%）

(ロ) 炭素生産性向上率20%以上25%未満（改正前：15%以上20%未満）

特別償却率30%（改正前：50%）又は税額控除率3%（改正前：5%）

地方税では、国税の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされました（地法附則8⑰）。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とされています。

五 地方消費税

1 国境を越えた電子商取引における物品販売に係るプラットフォーム課税の導入に伴う所要の措置

消費税（国税）における国境を越えた電子商取引に係る課税の見直しにより同税において物品販売に係るプラットフォーム課税が導入されたことに伴い、デジタルプラットフォームを介して行う一定の資産の譲渡のうち、第二種プラットフォー

ム事業者を介してその対価を収受するものについては、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、当該資産の譲渡に係る地方消費税について、資産の譲渡を行った事業者に代わり、第二種プラットフォーム事業者に納税義務を課すこと等の所要の措置を講ずることとされました（地法72の78、72の80の3、72の80の4）。

なお、施行期日は、令和10年4月1日とされています。

六 不動産取得税

1 不動産取得税に係る免税点の見直し

令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、

見直しを進める」こととされました。この政府方針等を踏まえ、地方税制全般を対象とし、基準額・閾値の点検を行った結果、不動産取得税に係る免税点の見直しを行うこととされました。

具体的には、不動産取得税について、前回見直しが行われた昭和48年と比較して、土地及び家屋に係る指数が上昇していることを踏まえ、土地に係る免税点を16万円（改正前：10万円）に、家屋

に係る免税点のうち建築に係るものについては1戸につき66万円(改正前:23万円)に、その他のものについては1戸につき34万円(改正前:12万円)にそれぞれ引き上げることとされました(地法73の15の2①)。

なお、見直し後の免税点については、令和8年4月1日以後の不動産の取得に対して、それぞれ適用することとしています。

2 不動産取得税の税負担軽減措置等

(1) 税負担軽減措置等の創設(重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る課税標準の特例措置の創設)

地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進していく必要があります。特に診療所については、診療所医師の高齢化が進行している中で、診療所医師が80歳で引退し、承継がなく新規開業もないと仮定した場合、2040年には診療所がない市区町村が170程度増加すると推計されており、診療所の地域偏在への対応は喫緊の課題です。

令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、医師養成課程での取組、経済的インセンティブ、規制的手法等を組み合わせた総合的な対策のパッケージを令和6年末までに策定することとされました。厚生労働省においても、「新たな地域医療構想等に関する検討会」において今後の医師偏在対策の考え方や取組の進め方等について議論・整理が行われ、令和6年12月18日に「医師偏在対策に関するとりまとめ」が公表されました。これらを踏まえ、令和6年12月25日には、厚生労働大臣を本部長とする厚生労働省医師偏在対策推進本部において、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」が策定され、医師偏在の是正に向けて経済的インセンティブ、地域の医療機関の支

え合いの仕組み、医師養成課程を通じた取組等を組み合わせた総合的な対策を実施するとともに、医師偏在指標だけでなく、可住地面積当たり医師数、アクセス等の地域の実情を踏まえ、都道府県において支援が必要な地域を明確にした上で、従来のへき地保健医療対策を超えた取組を実施することなどの基本的な考え方が示されたところです。

上記の支援が必要な地域についてであるが、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、優先的かつ重点的に対策を進めることとされました。また、経済的インセンティブについては、重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所の施設・設備等に対する支援が令和6年度補正予算から先行して実施されているが、本格実施は令和8年度からとされました。この経済的インセンティブの一環として、重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所の用に供する不動産に係る特例措置の創設について厚生労働省から税制改正要望が提出されました。

診療所の地域偏在への対応は喫緊の課題であることを踏まえ、予算措置だけでなく税制措置でも一定の対応をすべきと考えられたが、重点医師偏在対策支援区域は主に二次医療圏単位での選定が想定されており、税制上の支援が真に必要な対象区域について厚生労働省との間でも議論が行われました。具体的には、特別交付税措置の対象とされている公立の不採算地区病院に係る距離要件は、当該病院の所在地から最寄りの一般病院までの距離が15km以上とされているが、診療所は一般病院間の地域の身近な医療需要を受け止める役割を担うことから、対象区域の要件を最寄りの一般病院までの距離が7.5km以上等と整理しました。また、地域の医療提供体制の確保に責任を有する主体は都道府県であり、令和6年度補正予算で措置された厚

生労働省の補助金においても各都道府県の地域医療対策協議会等で支援対象として合意を得た診療所が対象とされていることを踏まえ、税制措置の要件として国の補助要件を付すことにより、税制支援の対象としての公益性を担保することとしました。

このような検討を踏まえ、具体的には、重点医師偏在対策支援区域のうち一定の区域（最寄りの一般病院までの到着距離が7.5km以上等の区域）において国の補助を受けて承継・開業する診療所の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を令和10年3月31日まで講ずることとされました（地法附則11⑰）。

(2) 税負担軽減措置等の拡充等

① 住宅の建築に係る課税標準の特例措置及び新築住宅用土地に係る税額の減額措置の拡充
一定の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含みます。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税については、1戸当たり1,200万円を価格から控除する特例措置が講じられています（旧地法73の14①②）。

また、新築住宅用土地を取得した場合に課する不動産取得税については、150万円（土地1㎡当たりの価額に当該土地の上にある住宅の床面積の2倍相当（上限200㎡）を乗じて得た額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た額）に税率を乗じて得た額を税額から減額する措置が講じられています（旧地法73の24①）。

改正前の特例措置の対象となる住宅は、床面積が原則50㎡以上240㎡以下とされていたが、固定資産税の新築住宅特例と同様、近年の世帯規模の変化等に鑑み、今回の税制改正において床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げることにされました（地令37の16、37の

17、39の2の4①）。ただし、40㎡台の住宅の供給量が多い東京都の特別区のうち特定都市再生緊急整備地域においては、主に、居住機能について外資系企業やスタートアップ等で働く高度人材の生活を支える賃貸住宅等の整備が念頭に置かれた地域であり、40㎡台の持ち家ストックの形成を促進する必要性は高くないことから、東京一極集中を加速させない観点も踏まえ、令和13年3月31日までの間、本則の読み替えにより下限を原則50㎡以上に据え置くこととされています。

また、立地要件についても、固定資産税の新築住宅特例と同様の見直しを行うこととされています（令和11年4月1日施行）（地法73の14①、73の24①）。

② 耐震基準適合既存住宅に係る課税標準の特例措置及び耐震基準適合既存住宅等用土地に係る税額の減額措置の拡充

一定の耐震基準適合既存住宅を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税については、1戸当たり、当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除する特例措置が講じられています（地法73の14③）。

また、耐震基準適合既存住宅等用土地を取得した場合に課する不動産取得税については、150万円（土地1㎡当たりの評価額に当該土地の上にある住宅の床面積の2倍相当（上限200㎡）を乗じて得た額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た額）に税率を乗じて得た額を税額から減額する措置が講じられています（地法73の24②）。

改正前の特例措置の対象となる住宅は、床面積が50㎡以上240㎡以下とされていたが、固定資産税の新築住宅特例と同様、近年の世帯規模の変化等に鑑み、今回の税制改正において床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げることにされました（地令37の18①、39の2の4①）。なお、新築住宅等を対象とした不

動産取得税の特例措置等において、東京都の特別区のうち特定都市再生緊急整備地域において床面積要件の下限を原則50㎡以上に据え置くこととしたのは、新規ストックの東京一極集中の観点等に着眼したものであることから、既存住宅を対象とする本特例措置等については、下限を40㎡以上まで引き下げることでされました。

③ マンション建替事業等により取得される特定要除却認定マンション等に係る非課税措置の拡充及び延長

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により特定要除却認定マンション又はその敷地を取得した場合には、不動産取得税を非課税とする措置が講じられています（旧地法附則10⑤）。

マンション建替事業又はマンション敷地売却事業においては、除却するマンションや敷地の権利が、権利変換期日又は権利消滅期日に、施行者又はマンション敷地売却組合に集約されることとなるが、施行者又はマンション敷地売却組合は、取得した建築物等を自ら使用することなく建替えのために除却する又は買受者に権利を移転することとなります。

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）により、マンションの再生等の円滑化に関する法律において、改正前のマンション建替事業又はマンション敷地売却事業に加え、新たなマンションの再生手法が創設されました。具体的には、施行者によるマンション再生事業（マンション建替事業、マンション更新事業、マンション再建事業及びマンション一括建替等事業）、マンション等売却組合によるマンション等売却事業（マンション敷地売却事業、マンション除却敷地売却事業及び敷地売却事業）及びマンション除却組合によ

るマンション除却事業の各事業類型です。改正後の各事業類型においても、各主体が取得した建築物等を自ら使用することなく権利集約が行われる点については変わりがないことから、これらを適用対象に追加することとされました（地法附則10⑤）。

また、法改正により適用対象である特定要除却認定マンション（耐震性不足、火災安全性不足、外壁等剥落危険性の3類型）については、配管設備腐食等及びバリアフリー不適合の計5類型による要除却認定マンションに見直されることに伴い、改正前の特定要除却認定マンションと同様に除却を促進する必要性が高い要除却認定マンションを対象とすることとされました。

さらに、一定の災害により大規模一部滅失等したマンション又はその敷地についても、除却を促進する必要性が高いことから、対象に追加することとされました。

これらの見直しを行った上、引き続き安全性を備えたマンションへの建替えの円滑化を促進していく必要があることから、適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。

④ 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

一定の新築住宅を取得した場合、不動産取得税の課税標準の算定については、1,200万円を価格から控除するものとされています（地法73の14①）。

さらに、良質な住宅ストックの形成及びその普及促進を図るため、当該新築住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅である場合については、控除額を1,300万円とする特例措置が講じられています（旧地法附則11⑧）。

本特例措置については、引き続き認定長期優良住宅の普及促進を図る必要性があることを考慮し、適用期限を令和13年3月31日まで

5年延長することとされました（地法附則11⑧）。また、床面積要件及び立地要件に関しては、新築住宅等に係る特例措置と同様の見直しを行うこととされました。

(3) 税負担軽減措置等の延長

① 高速道路株式会社及び（独）日本高速道路保有・債務返済機構が事業の用に供する不動産に係る非課税措置の延長

日本道路公団等道路関係4公団等が所有する有料道路については、

- ・ 料金徴収の期間が定められ、当該期間が経過すれば無料開放されること
- ・ 徴収する料金の水準が建設費等からみて適正な水準であり、収益事業とみるべきものではないこと

等により、公共の用に供する道路に該当するものとして、不動産取得税が非課税とされてきたところです。

平成17年に、道路関係4公団が民営化された際、

- ・ 45年以内に無料開放されること（平成26年に60年以内に変更）
- ・ 料金設定に利潤を含めない等、道路事業からほとんど所得が上がらないと考えられること

等を踏まえるとともに、民営化スキームについて施行後10年以内に検討を加え必要な措置を講じることとされたことも考慮し、高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、高速道路の新設又は改築等の用に供する不動産を取得した場合について、その取得が令和8年3月31日までに行われた場合に限り、不動産取得税を非課税とする特例措置を講じたところです（旧地法附則10④）。

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第43号）により、料金徴収期間が最長で令和9年9月30日まで延

長されたところであるが、引き続き特例創設時と基本的なスキームに変更はないこと等に鑑み、適用期限を令和18年3月31日まで10年延長することとされました（地法附則10④）。

② 鉄道事業再構築事業により鉄道事業者が譲渡を受けた一定の不動産に係る非課税措置の延長

ローカル鉄道の存続が危機的状況にある中、地域の足を守るためには、事業構造を見直し、利便性と持続可能性の高い地域公共交通の再構築が急務であるが、近年では鉄道事業再構築事業（上下分離）において、路線が複数の自治体に跨がるため、自治体を中心となって出資して設立した新会社（一般社団法人等）に鉄道施設を移管するケースが多く、新会社の不動産取得税の負担が円滑な上下分離を阻害するおそれがあることから、令和6年度税制改正において非課税措置が創設されました。

具体的には、一定の鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業により令和8年3月31日までに譲渡を受けた一定の不動産に係る不動産取得税を非課税とする措置が講じられています（旧地法附則10⑦）。

地域の足の確保は各地域において引き続き喫緊の課題であること、今後も具体的な適用事例が見込まれること等を踏まえ、適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則10⑦）。

③ まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための非課税措置の延長

国指定法人である都市緑化支援機構が、令和8年3月31日までの間に地方公共団体の要請に基づき取得した特別緑地保全地区等の区域内の土地に係る不動産取得税を非課税とする措置が講じられています（旧地法附則10⑧）。

本特例措置は、緑地の保全を推進する観点から特別緑地保全地区等の指定を後押しすることは重要であること、最終的には土地を地方公共団体に譲渡する仕組みとされる予定で

あり、都市緑化支援機構による土地の取得は形式的な移転にすぎないこと等に鑑み、令和6年度税制改正により創設されたものであり、今後も具体的な適用事例が見込まれること等を踏まえ、適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則10⑧）。

④ 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の閉幕後に係る対応に向けた所要の措置

（公社）2025年日本国際博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋（パビリオン等）や、博覧会会場の周辺において交通を確保するために設置する家屋（シャトルバスターミナル等）を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、不動産取得税を非課税とする措置が講じられています。また、同協会が博覧会の終了の日から6月を経過する日においてこれらの家屋を所有している時は、同日においてこれらの家屋の取得があったとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課することとしています（旧地法附則10の2①）。

大阪・関西万博閉幕後、大屋根リングは万博のレガシーとして残置する方針が示されており、改正前の要件のままでは同協会が博覧会の終了の日から6月後に不動産取得税の課税リスクを負うことから、敷地の返還期限に合わせ、令和10年3月1日まで取得のみなし日を延長することとされました（地法附則10の2①）。

⑤ 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置の延長

家屋が新築された場合には、当該家屋を新築した日ではなく、原則として、当該家屋の最初の使用又は譲渡（ただし、宅地建物取引業者等が家屋を注文して、その請負人から当該家屋の新築後に譲渡を受けた場合においては、その譲渡後最初の使用又は譲渡）が行われた日に家屋の取得がなされたものとされま

すが、新築した日から6か月を経過しても使用又は譲渡が行われない場合には、その6か月を経過した日をもって家屋の取得がなされたものとみなされています（地法73の2②）。

しかしながら、宅地建物取引業者等からの住宅の流通が停滞している状況に鑑み、宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅については、住宅を取得したものとみなされる時期を新築の日から「6月」ではなく「1年」とする特例措置が講じられてきたところです。

新築から売却までの期間が6か月超～1年以内となっている分譲住宅の割合が引き続き毎年2～3割で推移していることを踏まえ、適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました（地法附則10の3①）。

⑥ 新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の延長

不動産取得税においては、原則として土地の取得の日から2年以内に、当該土地の上に一定の住宅が新築された場合等については、150万円又は住宅の床面積の2倍（200㎡を限度とします。）までの土地の価格に税率を乗じて得た額を税額から減額する特例措置が講じられています（地法73の24）。

マンションの高層化・大規模化に伴い、建築期間が長期化する場合が増加していること、また、高層マンションの建設にあたっては、近隣住民との十分な調整のため、着工に至るまで長期間を要する場合があること等から、当該特例措置については、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置が設けられています。具体的には、平成11年度税制改正において、土地の取得から「2年」以内としている要件を原則「3年」以内とする特例措置を設けたほか、平成16年度税制改正において、一定の要件を満たす建物（大型マンション等）について、最大で「4年」以内にまで緩和する見直しが行われてい

ます。

これらの特例措置については、依然として土地取得から竣工まで2年（大型マンション等においては3年）を超える事例は相当数あり、住宅の工期が長期化する傾向が継続していること等を踏まえ、適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました（地法附則10の3②）。

⑦ 高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置の延長

河川法（昭和39年法律第167号）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋（以下「従前の家屋」といいます。）について、移転補償金を受けた者が、当該土地について高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと都道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」といいます。）を取得した場合には、代替家屋の価格から従前の家屋の価格を控除する課税標準の特例措置が講じられています。

本則においても、通常の公共事業に適用される代替不動産の取得に係る特例措置（公共事業の用に供する不動産を取用等されて補償金等を受けた者が、当該取用等の日から2年以内に被取用不動産等の代替資産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該被取用不動産等の価格を控除するもの）が設けられていますが（地法73の14⑦）、高規格堤防の整備事業の場合、盛土等の工事に3～5年かかるなど、事業期間が長期間に亘り、通常の公共事業に適用される代替不動産の取得に係る特例措置の適用を受けることができない可能性が高いこと等から本特例措置が設けられているところです。

本特例措置については、これまでの適用実績は僅少であるが、現在実施されている高規格堤防整備事業が順次終了し、再移転が進

でいく見込みであること、今後とも高規格堤防の整備を円滑かつ効率的に促進する必要性があることに鑑み、適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11②）。

⑧ 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る課税標準の特例措置の延長

中小事業者等が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準については、価格の6分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、平成30年度に創設されて以来適用実績は僅少であるが、今後、特例の適用が見込まれることや、多くの中小企業等の経営者が後継者未定となっている中で、サプライチェーンや地域経済の活力維持、事業の発展のためにも次世代への経営引継を後押しすることが引き続き必要であることから、適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑬）。

⑨ 地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置の延長

医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、適用実績は僅少であるものの、令和8年度以降、2040年を目標とした新たな地域医療構想が都道府県により策定される予定であり、引き続き地域医療構想の推進が求められていること、今後具体的に適用見込みのある病院が存在すること等か

ら、適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑬）。

(4) 税負担軽減措置等の合理化

- ① 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、国土交通大臣が認定した民間都市再生事業計画に基づき、当該計画に係る事業区域内における都市再生事業の用に供する不動産を取得した場合には、当該取得が令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、当該不動産の価格の5分の1を参酌して10分の1以上10分の3以下（特定都市再生緊急整備地域にあっては、当該不動産の価格の2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下）の範囲内において条例で定める割合に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています（旧地法附則11⑦）。

本特例措置は、収益事業を行う大手民間事業者等に対する軽減措置であり、不断の見直しが必要ですが、一方で、本特例措置の対象となる地域では、広場や緑地などの公共施設を整備することが認定要件となっており、不特定多数の者が利用する区域が公共性ある空間として形成されることには一定の公益性が認められます。

今般の税制改正では、特定都市再生緊急整備地域については、事業区域の面積に占める公共施設的面積の割合が10%以上であることとの要件を追加するとともに、東京一極集中是正の観点から、事業区域が特別区内にあるものについては、対象となる民間都市再生事業計画の認定要件における複合開発用途要件の判定上、分譲住宅の開発を除外することとする縮減も図った上で、特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで3年延長すること

されました（地法附則11⑦）。

- ② 東日本大震災による被災代替家屋の取得に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長

東日本大震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）に代わるものと道府県知事が認める家屋（代替家屋）の取得をした場合には、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除することとしています（旧地法附則51①）。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）において、令和8年度以降の5年間は「第3期復興・創生期間」と位置付けられ、引き続き被災地支援に取り組むこととされていますが、地震・津波被災地域では住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了した一方、原子力災害被災地域では、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なり、未だに県外避難者が多くおられる状況です。

今般、本特例措置については、全体的な適用実績の減少を踏まえつつ、原子力災害被災地域の復興状況や被災地からの要望状況等も勘案し、被災家屋の所在地を福島県に見直した上、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則51①）。なお、令和9年3月31日までの間については、改正前の要件（全国）で特例措置が受けられるよう、経過措置を講じることとされました（改正地法附則8⑥）。

- ③ 東日本大震災による被災代替土地の取得に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長

代替家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合には、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する従前の土

地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除することとしています（旧地法附則51②）。

本特例措置についても、被災代替家屋特例と同様、全体的な適用実績の減少を踏まえつつ、原子力災害被災地域の復興状況や被災地からの要望状況等も勘案し、従前の土地の所在地を福島県に見直した上、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則51②）。なお、令和9年3月31日までの間については、改正前の要件（全国）で特例措置が受けられるよう、経過措置を講じることとされました（改正地法附則8⑦）。

（5）税負担軽減措置等の廃止（東日本大震災による被災代替農用地の取得に係る課税標準の特例措置の廃止）

東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるもの（被災農用地）に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合には、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、平成29年以降適用実績がなく、今後も適用が見込まれないことから、廃止することとされました（旧地法附則51③、旧地令附則31③）。

七 軽油引取税

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止に関しては、令和7年11月5日の与野党6党間の合意を踏まえ、第219回国会において、「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第81号）」が成立したところです。当該改正法には、軽油引取税の当分の間税率について、令和8年4月1日の廃止に向けて政府が必要な措置を講ずるものと規定されるとともに、令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）においても同様の内容が記載されました。これらを踏まえ、地方税法等の一部を改正する法

律（令和8年法律第2号）には軽油引取税の税率の特例措置を廃止する規定が盛り込まれました（旧地法附則12の2の8）。

また、税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこととしており、「揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置（いわゆる「トリガー条項」）」及び「揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止」の規定が削除されました（旧地法附則12の2の9、53）。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とされています。

八 自動車税・軽自動車税

1 環境性能割の廃止

令和8年度税制改正大綱においては、「自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、米国関税措置が我が国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図ると

ともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止されました。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。」とされました。これを踏まえ、次のとおり関係規定の改正

環境性能割の廃止

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時ににおける負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止。
- 地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当。 ※令和8年度地方特例交付金：1,892億円

環境性能割の概要

〔課税のタイミング〕

自動車の取得（購入時）

〔課税標準〕

自動車の取得価額

×

〔税率〕

0%～3%

（燃費基準達成度等に応じて決定
軽自動車は当分の間0%～2%）

（自家用乗用車の税率）

車種	税率区分	自動車税		（参考）R6適用件数の割合（件数）		
		軽自動車税	軽自動車税	税率区分	自動車税	軽自動車税
電気自動車、 プラグインハイブリッド車等	非課税	すべて		非課税	54.8% （約141万台）	44.2% （約55万台）
ガソリン車、石油ガス車、 ディーゼル車 （いずれもHVを含む）	非課税	2030年度燃費基準 95% 達成～	2030年度燃費基準 80% 達成～	1%	2.3% （約6万台）	32.1% （約41万台）
	1%	85% 達成～	75% 達成～	2%	3.9% （約10万台）	23.7% （約30万台）
	2%	75% 達成～		3% （軽は2%）	38.9% （約100万台）	
	3% （軽は2%）	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成				

（税込）※R7地財ベース 都道府県 約1,652億円（うち約762億円を市町村へ交付） 市町村 約237億円

が行われました。

(1) 自動車税環境性能割の廃止

自動車税の通則規定（地法第2章第8節第1款）のうち環境性能割のみに関係する規定及び自動車税環境性能割について規定していた旧地方税法第2章第8節第2款全体を削除するとともに、自動車税種別割を自動車税と名称変更する等の改正が行われました（旧地法149、150、156～177の6、旧地法附則53の2、地法145～147、151～169、170、171、地法附則54、78、旧地令44の2、44の3、44の4の2～44の10、旧地令附則32の2、地令44の3、地令附則32、40⑬、旧地規9～9の15、旧地規附則4の9～4の11、23、地規9の2、地規附則5、5の2、23）。なお、「自動車」の定義について、「（自動車に付加して一体となっている物として政令で定めるものを含む）」の部分を削除しているが、

これは、自動車の取得価額を課税標準としていた環境性能割において、ラジオ、クーラー等の付加物の価額を課税標準に含めることを明確にする趣旨の規定であったところ、環境性能割の廃止により不要となるために削るものであり、種別割の課税客体であった「自動車」と改正後の自動車税の課税客体である「自動車」に異同があるものではありません（地法145、地令44）。

また、これに伴い、環境性能割に係る特例措置（旧地法附則12の2の10～12の2の13）を削除するとともに、種別割についても、令和8年度以後は「自動車税」と名称が変更となることから、令和7年度以前の年度分にも適用される特例措置（旧地法附則12の2の9の2）は削除し、令和8年度以後の年度分にも適用され得る特例措置（地法附則12の3～12の5）に限って、所要の用語の整理等を行った上で存置することとされました。なお、経過措置（3で後

述)を置くことにより、令和7年度以前の特例措置に係る適用関係に異同が生じないようにされています。

(2) 軽自動車税環境性能割の廃止

自動車税環境性能割と同様に、通則規定(法第3章第3節第1款)のうち環境性能割のみに関係する規定及び軽自動車税環境性能割について規定していた旧地方税法第3章第3節第2款全体を削除するとともに、軽自動車税種別割を軽自動車税と名称変更する改正が行われました。また、特例措置に係る改正の考え方も自動車税と同様になります(旧地法446、447、450～463の10、旧地法附則29の9～29の18、57、地法442～444、448～461、462、463、地法附則30、30の2、58、旧地令52の18、52の19、52の20、52の21の2～52の23、旧地令附則15の2の2～15の2の5、34、地令附則35、40^⑩、旧地規15の9～15の14、旧地規附則8の3の3、25、地規15の8、16、地規附則8の3の3、8の3の4、26)。

(3) 環境性能割の廃止に伴う財源の確保

前述した令和8年度与党税制改正大綱の記載を踏まえ、国において、

- ・ 環境性能割の廃止による地方税の減収に係る安定財源を確保するための具体的な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること
- ・ 上記の措置が講ぜられるまでの間、当該減収により地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう、必要な財政上の措置を講ず

ること

について明文で法律に規定されました(地法改正附則22)。

2 グリーン化特例の延長

令和8年度税制改正大綱において「自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については、現行の措置を2年延長する。」とされたことを踏まえ、

- ・ 初回新規登録から一定の年数(ガソリン車・石油ガス車については11年、ディーゼル車等については13年)を経過した自動車に対して、その翌年度以後の自動車税を重課する制度について、令和8年度及び令和9年度に当該年数を迎える車両をその対象に加える(地法附則12の3^①)とともに、
 - ・ 環境負荷の小さい電気自動車等の新車に対して、その翌年度の自動車税及び軽自動車税を軽課する制度について、令和8年度及び令和9年度に取得した車両をその対象に加える(地法附則12の3^②及び30^②)
- こととされました。

ただし、令和5年度税制改正において、既に令和6年度又は令和7年度取得分限りでの廃止が決まっていた営業用乗用車に係る燃費性能等による軽課は、予定どおり廃止することとされています(旧地法附則12の3^③及び30^④並びに地法附則12の3^③及び30^③)。

なお、グリーン化特例に係る規定は、対象期間の延長以外にも多数の改正箇所があるが、1で述べた環境性能割の廃止に伴う規定の整備であり、対象期間を除けば規定内容が変わるところはありません。

グリーン化特例の延長

- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例は、自動車税の財産税的性格及び道路損傷負担金的性格に、環境の観点を導入した環境配慮型税制。
- 電気自動車等に対して取得翌年度の自動車税・軽自動車税（種別割）の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする。
- より環境性能の優れた自動車の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限を2年延長。

グリーン化特例・経年車重課の延長 取得期間（軽課）：令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年延長）

特例割合		適用対象車
（取得翌年度） 軽課	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車 ※ 一定の排ガス性能を要求。
重課	登録車 15%重課 （バス・トラックは10%重課） 軽自動車 20%重課	ガソリン車（13年超、ハイブリッド車は含まない）、ディーゼル車（11年超）

3 施行期日・経過措置

上記1、2の規定はいずれも令和8年4月1日から施行することとされました（改正地法附則1）。併せて、改正後の規定は令和8年度から適用し、令和7年度以前における自動車税・軽自動車税の課税関係に影響を与えないことを明確にするため、

- ・ 改正後の自動車税・軽自動車税に関する規定について、令和8年度以後の年度分の自動車税・軽自動車税から適用すること（改正地法附則10①及び15①）
- ・ 施行日（令和8年4月1日）前の自動車の取得に対して課する環境性能割についてはなお従

前の例によること（改正地法附則10②及び15②）

- ・ 令和7年度以前の年度分の種別割についてはなお従前の例によること（改正地法附則10④及び15④）

等とする経過措置が置かれました。これにより、令和7年度以前に取得した自動車等に係る環境性能割及び令和7年度以前の年度分の種別割については、原則として包括的に改正前の法令が適用されます。このため、例えば、令和7年度以前に取得した軽自動車に係る環境性能割の賦課徴収については、引き続き、市区町村ではなく都道府県が行うこととなります（旧地法附則29の9①）。

九 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税に係る免税点の見直し

令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制にお

ける長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める」こととされました。この政府方針等を踏まえ、地方税制全般を対象とし、基準

額・閾値の点検を行った結果、固定資産税に係る免税点の見直しを行うこととされました。

具体的には、固定資産税について、家屋に係る免税点を30万円（改正前：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（改正前：150万円）にそれぞれ引き上げました（地法351）。なお、前回見直しが行われた平成3年と比較して、家屋及び償却資産に係る指数は上昇している一方で、地価が下落していることを踏まえ、土地に係る免税点（30万円）は据え置くこととされています。

なお、見直し後の免税点については、令和9年度以後の年度分から適用することとされています（改正地法附則14②）。

2 固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等

(1) 税負担軽減措置等の創設（能登半島地震の被災住宅用地等に係る特例措置の創設）

令和6年1月1日に発災した令和6年能登半島地震については、住宅用地特例の適用を受けていた土地について、災害により住宅が滅失・損壊した場合に原則2年度分は引き続き住宅用地とみなす地方税法本則の被災住宅用地特例が適用されました。

しかしながら、災害発生から2年経過後も復興関連の公共工事の未完了といった事情により、未だ住宅再建に着手できない被災者もおられることから、被災自治体からの要望も踏まえ、令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税及び都市計画税についても、引き続き住宅用地とみなす特例措置を設けることとされました（地法附則16の3）。

(2) 税負担軽減措置等の拡充等

① 物流効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

物流は、我が国の国民生活や経済活動等を支える重要な社会インフラであるが、物流分野においては、長時間の荷待ちや荷役作業等

による長時間労働等の要因により、深刻な人手不足が生じています。こうした中で、令和6年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制が適用され、物流業界は、トラックドライバーの労働時間が短くなることで輸送力が不足し物流が停滞する可能性が懸念されるいわゆる「物流2024年問題」に直面しています。具体的には、何ら対策を講じなかった場合、輸送力が2024年度には14%、2030年度には34%不足し、今のようには輸送できなくなる可能性があると推計されています。このように、社会が「物流2024年問題」に直面する中で、物流を取り巻く長年の構造的課題への対応の必要性がこれまでになく高まっており、国土交通省において「物流拠点の今後のあり方に関する検討会」が設置され、地域全体の産業インフラでもある物流拠点へのニーズの変化、アセットの老朽化、物流拠点の役割や供給方法の多様化等の状況の変化も踏まえ、物流拠点への民間投資の促進に寄与する政策のあり方の検討が進められました。令和7年4月にとりまとめられた同検討会の報告書では、国にとって基幹となる物流拠点が担うべき役割として、長距離幹線輸送の中間点となる地域に位置し中継輸送の機能を果たす物流拠点であること、幹線輸送と地域配送の円滑な接続を行うための物流拠点であること、地方公共団体が物流事業者等と共同で物流拠点の整備に係る計画等に関与している物流拠点であること、中小の物流事業者を含め不特定多数の者に開放された施設であることなどが示され、その整備に向けて国として一定の関与や支援を行うことを検討すべきとされたところです。

こうしたことを踏まえ、令和7年度末で適用期限を迎える物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号。以下「物流効率化法」といいます。）の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、適用期限の延長と併せて、当該特例措

置の対象資産を、地方公共団体が関与した公共性を有する、幹線上の中継輸送機能及び幹線とフィーダーとの結節機能を持った物流拠点や、当該物流拠点に附属する一定の構築物に見直すよう求める拡充要望が国土交通省から提出されました。

国土交通省によれば、物流拠点が同検討会で示された上記役割を備えていることについて、国土交通大臣の認定を通じて担保するスキームを盛り込んだ物流効率化法の改正案を予定しており、とりわけ公共性の観点に関して、現行の倉庫では特定のトラック事業者との長期契約による使用実態が多い中、認定制度等により広く不特定多数のトラック事業者による時間貸し利用が可能となるよう大きく変化するとのことです。

前述のとおり「物流2024年問題」は喫緊の課題であること、新たな認定スキームの対象となる物流拠点の整備の進展により更なる物流の効率化が期待されること等を踏まえ、特例措置の対象を物流効率化法に規定する認定貨物自動車中継輸送事業者等が、認定貨物自動車中継輸送実施計画に基づき実施する貨物自動車中継輸送事業の用に供するために取得した一定の特定貨物自動車中継輸送施設及びこれに附属する構築物に見直した上で、その課税標準を、最初の5年間、価格の2分の1（構築物については4分の3）とし、当該特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15①）。

- ② 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、令和8年3月31日までの間に、国土交通大臣が認定した民間都市再生事業計画に基づき、当該計画に係る事業区域内における都市再生事業により取得した公共施設（道路、公園等）及び一定の都市利便施設（緑化施設、

通路等）の用に供する家屋及び償却資産については、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、5年度分、価格に5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下（特定都市再生緊急整備地域にあつては、2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下）の範囲内で条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています（旧地法附則15④）。

一般の税制改正では、地域課題を解決する民間都市開発事業を促進する観点から、比較的収益を生みづらく整備インセンティブが働きづらい施設として、民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設、国際会議場施設、観光案内所及び防災上有効な倉庫を新たに対象施設として追加することとされました。なお、民間事業者の施設整備に当たって、自治体が真に必要なとする公益的施設の整備や管理運営を担保する仕組みが都市再生特別措置法の改正により新たに都市再生整備等協定の制度が創設され、同協定の対象となる施設であることを要件とすることで、一定の公益性を担保することとされています。

併せて、特定都市再生緊急整備地域については、事業区域の面積に占める公共施設の面積の割合が10%以上であることとの要件を追加するとともに、東京一極集中是正の観点から、事業区域が特別区内にあるものについては、対象となる民間都市再生事業計画の認定要件における複合開発用途要件の判定上、分譲住宅の開発を除外することとする縮減も図った上で、特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15⑬）。

- ③ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを電気に変換する設備及びその附属設備）について、固定資産税の課税標

準を最初の3年度分、設備の種類に応じた割合を乗じた額とする特例措置が講じられてきました(旧地法附則15②)。

このうち太陽光発電については、再生可能エネルギーの量的拡大を図る上で主導的な役割を担っており、FIT制度による導入拡大が各地で進み、価格低減も進んだ一方、地域と共生しながら効率的に事業が実施できる適地が不足するなど新たな設置場所に限界が生じ始めています。こうした中で、現在普及が進んでいるシリコン系の太陽電池と比べて薄くて軽く、従来設置が進んでいなかった場所(耐荷重の小さい工場の屋根、ビルの壁面等)にも設置することができるペロブスカイト太陽電池への期待が高まっており、令和6年度税制改正において本特例措置の対象設備として新たに追加されたところです。ペロブスカイト太陽電池については、第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)において早期の社会実装を進めていくこととされており、令和7年度中には一部企業により事業化が開始するなど量産化も進みつつある状況であることから、経済産業省からは太陽光発電に係る対象設備をペロブスカイト太陽電池に特化した上で、特例率を拡充するよう求める要望が提出されました。

また、風力発電についても、同基本計画において、洋上風力発電は今後我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」とされているが、投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、電源投資を確実に完遂させるために必要な環境整備を進めるほか、陸上風力発電についても、事業実施への地域の懸念に適切に対応した上で、導入を推進していくこととされています。こうした中で、経済産業省、環境省及び農林水産省からは、風力発電に係る対象設備を一定の洋上風力発電設備や地域との共生が図られた一定の陸上風力発電設備に特化した上で、

特例率を拡充するよう求める要望が提出されました。

本特例措置は、再生可能エネルギー発電設備の導入を後押しする観点から、適宜必要な見直しを行いながら比較的長きにわたり講じられてきた特例措置であるが、第7次エネルギー基本計画におけるエネルギーミックスに係る目標達成を実現するためには、地域との共生を十分図りながら、再生可能エネルギーのさらなる導入を推進する必要があります。

したがって、本特例措置のうち太陽光発電設備に係る部分については、ペロブスカイト太陽電池の社会実装を更に後押しする観点から、対象をペロブスカイト太陽電池に限定した上、特例率を2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(改正前:1,000kw以上の発電設備については4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において市町村の条例で定める割合、1,000kw未満の発電設備については3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)とされました。

また、風力発電設備に係る部分については、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(平成30年法律第89号)に規定する認定公募占用計画に従って取得した洋上風力発電設備に係る特例率を5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲内において市町村の条例で定める割合、港湾法(昭和25年法律第218号)の規定による許可を受けて設置された洋上風力発電設備及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)に基づく認定設備整備計画に従って取得した陸上風力発電設備に係る特例率を3分の2を参酌して2分の1以上6

分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前：20kw以上の発電設備については3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合、20kw未満の発電設備については4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）とし、対象をこれらの風力発電設備に限定することとされました。

一方、バイオマス発電設備のうち出力1万kw以上2万kw未満のものについては、適用対象から除外することとされました。

以上の見直しを行った上で、適用期限を3年延長することとされました(地法附則15④)。

- ④ 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理機構が令和8年3月31日までの間に農地中間管理権（賃借権等）を取得した農地（所有する全ての農地（所有者が利用する10a未満の農地を除きます。）について、新たに農地中間管理機構に貸し付けた農地に限ります。）のうち、農地中間管理権の存続期間が10年以上のものについては、固定資産税又は都市計画税の課税標準を最初の3年度分、価格の2分の1（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものについては、最初の5年度分、価格の2分の1）とする特例措置が講じられています（旧地法附則15③）。

令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援について既存制度を見直し、強化することとされました。改正前の特例措置は、「所有する全ての農地」を貸し付けた場合を要件としていたが、地域計画の実現及び生産性向上の観点から、

担い手が複数の地域計画内に分散している農地を段階的に整理し、「出入り作」を解消する取組についても支援できるよう、「一の地域計画内において所有する全ての農地」に要件を広げることとされました。

また、担い手への集積率は61%にとどまっており、一層の農地集約化が必要な状況であることには変わりはないことから、特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15③）。

なお、地域計画は10年後の農地ごとの耕作者を位置付けるものであることから、15年以上の貸し付けの場合における特例率の深掘りを見直し、10年以上の貸付けの場合の特例率に一本化する縮減も行うこととされました。

- ⑤ 農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

農業協同組合等が令和8年3月31日までの間に取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する認定就農者（地域計画において目標地図に位置付けられた者に限ります。）の利用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています（旧地法附則15③）。

本特例措置は、新規就農に当たっては、機械装置の導入など多くの初期投資が必要であるが、農業収益が安定せず、就農5年目以下では多数の新規就農者の生計が成り立っていないこと等を踏まえて、新規就農者の機械装置の導入等を支援する観点から令和2年度に創設されたものです。

近年、農業協同組合等と役割分担をしながら、いわゆる農業公社（農地中間管理機構等）が機械装置等を認定就農者向けに利用させる動きも見られるところであり、一定の公益性を有することも踏まえ、特例の主体に追加することとされました。具体的には、農地

中間管理機構に加え、一般社団法人（市町村が社員となっているものでその有する議決権の数が議決権の総数の過半を占めるものに限ります。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となっているものでその拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限ります。）が追加されました（地令附則11³⁹、地規附則6⁶⁶）。

引き続き新規就農者の就農継続を後押しし、次世代の地域農業を担う経営体を確保する必要性は認められることから、特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15³⁴）。

- ⑥ 一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置（居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置）の拡充及び延長

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、令和8年3月31日までの間に当該事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産については、固定資産税又は都市計画税の課税標準を、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分、課税標準を価格の2分の1の額とする特例措置が講じられています（旧地法附則15³⁷）。

本特例措置は、行政による街路、公園等の公共施設の改修・利活用と併せて、周辺の民間所有地等を一体的に公共空間として整備し、官民一体となって、魅力的な公共空間を創出する一体型滞在快適性等向上事業を推進するために講じられたものです。

今般、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進に向けて、まちなかにおける公共空間の一部を担っている点で公益性が高い一方、収益性が乏しいため民間事業者による整備が進みにくい設備等を対象資産に追加することとされました。具体的には、対象とな

る資産に便所、遊具及び案内板を追加した上で、特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15³⁶、地令附則11⁴¹、地規附則6⁶⁸⁶⁹⁷⁰）。

- ⑦ 新築住宅に係る税額の減額措置（新築住宅特例）の拡充及び延長

改正前の制度では、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に新築された住宅であって、居住部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の賃貸住宅にあっては40㎡）以上のもので課税する固定資産税について、最初の3年度分（3階建ての中高層耐火建築物については最初の5年度分）、税額の2分の1を減額する特例措置（以下「新築住宅特例」といいます。）が講じられてきました（旧地法15の6）。

新築住宅特例については、住宅の建設を促進し、住宅ストックの不足を解消するため、昭和27年から長期間にわたり講じられてきています。しかしながら、昭和48年以降、全都道府県で住宅総数が世帯数を上回っており、むしろ近年では人口減少・少子高齢化の進展により空き家問題が深刻化するなど、量的には住宅ストックは充足していると言わざるを得ず、全ての新築住宅に対して一律に支援を継続する必要性については検証が求められている状況にあります。

前回適用期限を迎えた令和6年度税制改正においても、与党税制調査会等においてこのような問題意識に基づく議論があり、令和6年度与党税制改正大綱においては、「新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置については、社会経済の情勢等を踏まえ、安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点から、地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討する。」旨が明記されたところであり、令和7年度与党税制改正大綱においても同様の検討事項が盛り込まれました。

今回の税制改正において、住宅価格は年々上昇傾向であることから、住宅取得環境は引き続き厳しい状況にあり、住宅取得者の初期負担軽減が必要であること、住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分であり、耐震化を進める上での主要な手段である新築・建替えを支援する必要があること等を理由として、例年と同様、延長を求める要望が国土交通省から提出されました。これに加え、上記の税制改正大綱における検討事項の内容、近年の世帯構成の変化等の状況、災害ハザードエリアにおける住宅の新規立地の抑制の必要性等を踏まえ、持ち家に係る床面積要件の下限の引き下げ及び災害ハザードエリアに係る立地要件の見直しを求める要望も併せて提出され、今回の税制改正における大きな論点となりました。

まず、床面積要件の引き下げを求める今回の要望の背景であるが、世帯の少人数化（全世界帯に占める割合は、1人世帯が27.6%（H12）→38.0%（R2）、2人世帯が25.1%（H12）→28.1%（R2）に増加）や住まい方の変化によるニーズの変化・多様化等も進む中で、社会資本整備審議会住宅地分科会において次期住生活基本計画の策定に向けた議論を踏まえ「中間とりまとめ」（令和7年11月）が公表され、当面10年間で取り組む施策の方向性として、「2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模として40㎡程度を上回る住宅の供給・流通の推進」が示されました。

このような中、近年の世帯規模の変化等を鑑み、今回の税制改正において床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げるものとされました（地令附則12③）。ただし、40㎡台の住宅の供給量が多い東京都の特別区のうち特定都市再生緊急整備地域においては、主に、居住

機能について外資系企業やスタートアップ等で働く高度人材の生活を支える賃貸住宅等の整備が念頭に置かれた地域であり、40㎡台の持ち家ストックの形成を促進する必要性は高くないことから、東京一極集中を加速させない観点も踏まえ、下限を原則50㎡以上に据え置くこととされています。

また、上限についても、根拠とされた当時の住宅金融公庫の融資対象の面積上限が既に撤廃されたこと、少人数世帯が増加傾向にある中で三世帯同居を税制措置により重点的に支援する必要性は大きくないこと、他の予算上の措置との均衡を図る観点等も踏まえ、240㎡に見直すこととされました（地令附則12③）。

次に、立地要件についてであるが、今回の税制改正においては、令和6年度・令和7年度与党税制改正大綱に盛り込まれた「安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点」を踏まえ、国土交通省から更なる見直しを求める要望が提出されました。具体的には、災害レッドゾーン（一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域）及び災害イエローゾーン（一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域）における新築は、原則として適用対象外とすることを求める要望です。なお、新築のうち現地建替えの取扱いについては、災害ハザードエリア内といえども生活基盤を有しているため移転が難しい場合もあり、適用対象外とすれば結果的に建替えをせずに住み続ける蓋然性が高くなるのではないかとの議論もあったが、第一義的には現地建替えではなく安全・安心な区域に移転していただくため税制支援を講じるのが望ましいと考えられます。このような基本的考え方の下、建築・開発規制が講じられている災害レッド

ゾーンにおいては原則として現地建替えも適用対象外とする一方、生活基盤への影響の観点から特に配慮が必要な場合として、従前の住宅の所有者、配偶者及び二親等以内の親族が5年以上居住の用に供した住宅の現地建替えは引き続き適用対象とすることとされました（地法附則15の6①一）。一方、災害イエローゾーンについては、警戒避難体制の整備等を求めるにとどまり、建築・開発規制がない区域であることを踏まえ、現地建替えの場合は引き続き適用対象とすることとされました（地法附則15の6①二）。そのほか、災害イエローゾーンではそもそも開発許可が不要な住宅としていわゆる「農家住宅」が存在し、地域に根付いた生活基盤を有する農林漁業従事者も多く見込まれることから、現地建替えか否かを問わず、引き続き適用対象とされたものです。

また、災害レッドゾーンのうち災害危険区域については、建築基準法上、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを地方公共団体が条例で定めることができることとされており、例えば住宅の建築禁止のような強い規制が存在する一方、付近に一定の基準を満たす避難所が確保されていることを求める程度の弱い規制も存在し、地域の実情に応じて規制の態様は様々であることを踏まえ、地方公共団体の判断により一定の場合に引き続き新築住宅特例の適用対象とすることができることとする規定が設けられました（地規附則7③④）。

なお、立地要件については、地方団体の準備期間や住民への周知期間など施行まで十分な期間を確保する観点から令和11年4月1日の施行とされています（地法附則15の6①）。

また、固定資産税に関するその他の主な住宅税制として、新築住宅に関しては認定長期優良住宅に係る税額の減額措置、既存住宅に関しては耐震改修・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅に係る税額の減額措置があり

ます。床面積要件については、原則として新築・既存住宅を問わず住宅税制全般につき同様の見直しを行うが、東京都の特別区のうち特定都市再生緊急整備地域において床面積要件の下限を原則50㎡以上に据え置くこととしたのは、新規ストックの東京一極集中の観点等に着目したものであることから、既存住宅を対象とする耐震改修・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅に係る税額の減額措置については、下限を40㎡以上まで引き下げることとされました。また、災害ハザードエリアに係る立地要件についても、新規ストックの望ましい立地の観点から議論されたものであり、既存住宅を対象とする耐震改修・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅に係る税額の減額措置の要件とはしません。

なお、不動産取得税に関する住宅税制においても、固定資産税と同様の観点での見直しが行われています。

住宅税制全般の適用期限の延長年限については、5年後に想定される次期住生活基本計画の改定のタイミングに合わせ住宅税制全般の見直しに係る議論を行う観点に加え、今回改正においては立地要件に係る規定の施行まで十分な期間の確保を図る必要があることに鑑み、今回の改正に限り、5年延長を行ったものです。

⑧ 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置の拡充及び延長

令和8年3月31日までの間に新築された長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅に対して課する固定資産税については、最初の5年度分（3階建ての中高層耐火建築物については最初の7年度分）税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置が講じられています（旧地法附則15の7）。

本特例措置は、長期優良住宅の普及促進を図るため、その要件を満たすための追加的な負担を軽減することを目的としたものです。

住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）においては高質な住宅ストックの形成のため、認定長期優良住宅のストック数を令和12年度に約250万戸という目標を掲げられていますが、令和6年度時点における認定長期優良住宅のストック数は約174万戸にとどまります。かかる状況に鑑みると引き続き長期優良住宅の普及を税制でも後押ししていく必要性が認められることから、減額措置の適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました（地法附則15の7）。

また、床面積要件及び立地要件に関しては、新築住宅に係る税額の減額措置（新築住宅特例）と同様の見直しを行うこととされました（地法附則15の7、地令附則12③）。

⑨ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の拡充及び延長

河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋（以下「従前の家屋」といいます。）について、移転補償金を受けた者が、令和8年3月31日までの間に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと市町村長が認める家屋（以下「代替家屋」といいます。）を取得した場合には、当該代替家屋が住宅であるか否か等の区分に応じて、固定資産税の税額を最初の5年度分減額することとされています（旧地法附則15の8④）。具体的には、一定の住宅（人の居住の用に供する部分以外を有する家屋にあっては当該居住用部分）については最初の5年度分、固定資産税額の3分の2に相当する金額を、住宅以外の家屋（人の居住の用に供する部分以外を有する家屋にあっては当該居住用部分以外の部分）については最初の5年度分、固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額する措置が講じられています。

本特例措置は、家屋の再建築に係る税負担は移転補償金の対象とはならないといった高規格堤防整備事業に係る従前の家屋の所有者

の負担に鑑み、また、豪雨災害の発生状況や国土強靱化の推進といった観点も踏まえて、事業実施の加速化を図るために、不動産取得税の特例措置に加えて、令和元年度に創設されたものです。

現在実施されている高規格堤防整備事業の進捗に伴い、順次再移転が始まるなど引き続き適用が見込まれるところであり、今後とも高規格堤防の整備を円滑かつ効率的に促進する必要があることに鑑み、減額措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の8④）。

また、本特例措置の趣旨を踏まえると、床面積要件に関しては、新規ストックの東京一極集中の観点から要件を設定する必要性は薄く、立地要件に関しては、高規格堤防整備事業を通じて事業区域の安全性は向上することから、床面積要件のみ40㎡以上240㎡以下（改正前：50㎡以上280㎡以下）に見直すこととされました（地令附則12⑱⑳）。

⑩ 耐震改修を行った住宅に係る税額の減額措置の拡充及び延長

昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、令和8年3月31日までの間に新たに一定の耐震改修（1戸当たりの工事費が50万円超のものに限ります。）が行われたものについては、改修時期に応じて一定の年度分限り、固定資産税額の2分の1に相当する金額を減額（120㎡相当分を上限）する措置が講じられています（旧地法附則15の9①、15の9の2①）。

耐震化が進まない理由として費用負担の大きさや必要性の認識不足等が挙げられており、耐震化率が向上する中で現状耐震化が行われず残っているストックの更新を促す政策としてこれまでのアプローチを継続することが適切か改めて検証する必要があると考えられるが、住宅の耐震化には国民の生命・身体の安全の確保など高い公益性を有すること、住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）に

において耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率を令和12年におおむね解消することが目標とされており、リフォームによる安全・安心で良質な住宅ストックへの更新の必要性は一定程度認められること等から、特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました（地法附則15の9①、15の9の2①）。

また、耐震改修により認定長期優良住宅に該当することとなった住宅に係る床面積要件に関しては、40㎡以上240㎡以下（改正前：50㎡以上280㎡以下）に見直すこととされました（地令附則12④）。

⑪ バリアフリー改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の拡充及び延長

新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除きます。）のうち、人の居住の用に供する部分において、令和8年3月31日までの間にバリアフリー改修工事（1戸当たりの工事費（国又は地方公共団体から交付される補助金等を控除した額）が50万円超のものに限ります。）が行われたものであって、高齢者等が居住しているものについては、1年度分に限り、固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額（100㎡相当分を上限）する措置が講じられています（旧地法附則15の9④⑤）。

本減額措置による1戸あたりの平均減税額は約1.2万円程度にとどまるほか、令和6年度に行われたバリアフリー改修件数（約3.9万件）と本減額措置の適用件数（約2千件）の間には大きな乖離があることから、本減額措置がどの程度効果的なインセンティブとして機能しているかについては疑問が残ります。

しかしながら、少子高齢化・人口減少が急速に進展し、今後、単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯とも増加が見込まれる中、住宅内での発生事故を防ぎ、高齢者が住み慣れた住宅で安心して自立的・健康的に暮らせるよう、バリアフリー化による既存住宅ストックの良

質化を図る必要があります。また、住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）においては、高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合を令和12年度までに25%とする目標が掲げられているところ、当該割合は令和5年度時点で19%にとどまっています。

かかる状況に鑑みれば、引き続き本減額措置を講じる必要性は認められることから、減額措置の適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました（地法附則15の9④⑤）。

また、床面積要件に関しては、40㎡以上240㎡以下（改正前：50㎡以上280㎡以下）に見直すこととされました（地令附則12⑤⑩）。

⑫ 省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の拡充及び延長

平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除きます。）のうち、人の居住の用に供する部分において、令和8年3月31日までの間に省エネ改修工事（1戸当たりの工事費（国又は地方公共団体から交付される補助金等を控除した額）が60万円超のものに限ります。）が行われたものについては、1年度分に限り、固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額（120㎡相当分を上限）する措置が講じられているところです（省エネ改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては、固定資産税額の3分の2に相当する金額を減額）（旧地法附則15の9⑨⑩、15の9の2④⑤）。

本減額措置による1戸あたりの平均減税額は約1.8万円程度にとどまるほか、令和2～6年度に行われた省エネ改修件数（約23万件）と本減額措置の適用件数（約1万件）の間には大きな乖離があることから、本減額措置がどの程度効果的なインセンティブとして機能しているかについては疑問が残ります。

一方で、住生活基本計画においては、住宅ストックのエネルギー消費量の削減率を令和

12年度までに30%とする目標が掲げられているところ、当該削減率は令和5年度時点で19%にとどまっています。

かかる状況に鑑みれば、引き続き本減額措置を講じる必要性は認められることから、減額措置の適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました（地法附則15の9⑨⑩、15の9の2④⑤）。

また、床面積要件に関しては、40㎡以上240㎡以下（改正前：50㎡以上280㎡以下）に見直すこととされました（地令附則12③③⑦④④⑦）。

⑬ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の拡充及び延長

改正前の制度では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」といいます。）に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち主として劇場・音楽堂等の実演芸術の公演等を行うもので、令和8年3月31日までの間に、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事が行われた家屋については、固定資産税額又は都市計画税額（改修費用の5%に相当する金額を超える場合には当該金額）の3分の1に相当する金額を減額する措置が講じられてきました（旧地法附則15の11）。

本減額措置については、近年の税制改正において文部科学省から拡充要望を求める動きが続いていたところであり、7年度の税制改正においても、①減額率の引上げ（3分の1→2分の1）、②税額控除上限の引上げ（5%→50%）、③本減額措置の恒久化、④新築・改築を対象に追加、⑤複数年度工事費を対象に追加、を求める要望が提出されたが、平成30年度の創設以来適用実績が無い中で拡充の必要性は認められないことから、拡充要望は認められてこなかったところです。

一方、バリアフリー法に基づきこれまで政府においてバリアフリー整備目標を設定しハ

ード・ソフト両面でのバリアフリー化に取り組む中、国土交通省の「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、令和8年度以降の同整備目標に関する検討が重ねられ、特別特定建築物に係る目標値を引き上げる方向で最終とりまとめが行われました。

また、令和7年度には創設以来初めて適用実績が生じたところであるが、本来バリアフリー改修を進めるニーズは一定程度あるものの、現行税制の各種要件のハードルが高いがゆえに適用実績が伸び悩んでいるとの課題も要望省庁から指摘されたところです。

このような中、今回の税制改正においては、文部科学省に加えバリアフリー法を所管する国土交通省からも、①対象建築物の拡充（特別特定建築物のうち劇場・音楽堂等→国の補助を受けた特別特定建築物全般）②対象基準等の拡充（建物の全体を建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修→建物の一部分を建築物移動等円滑化基準に適合させるバリアフリー改修）③対象工事費の拡充（1年度分の工事費→複数年度分の工事費）④減額率等の拡充（3分の1→3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内）を求める共同要望が提出されました。

劇場・音楽堂等に限らず幅広い用途の特別特定建築物についてバリアフリー化を積極的に後押しする観点から、本減額措置の対象資産について、特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のものとともに、固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する金額を減額することとする見直しを行った上、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15の11、地規7の2）。

(3) 税負担軽減措置等の延長

① 高速道路株式会社及び（独）日本高速道路保有・債務返済機構が事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の延長

日本道路公団等道路関係4公団等が所有する有料道路については、

- ・ 料金徴収の期間が定められ、当該期間が経過すれば無料開放されること
- ・ 徴収する料金の水準が建設費等からみて適正な水準であり、収益事業とみるべきものではないこと

等により、公共の用に供する道路に該当するものとして、固定資産税が非課税とされてきたところです。

平成17年に、道路関係4公団が民営化された際、

- ・ 45年以内に無料開放されること（平成26年に60年以内に変更）
- ・ 料金設定に利潤を含めない等、道路事業からほとんど所得が上がらないと考えられること

等を踏まえるとともに、民営化スキームについて施行後10年以内に検討を加え必要な措置を講じることとされたことも考慮し、高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、高速道路の新設又は改築等の用に供する固定資産について、令和7年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税を非課税とする特例措置が講じられたところです。

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第43号）により、料金徴収期間が最長で令和9年9月30日まで延長されたところであるが、引き続き特例措置創設時と基本的なスキームに変更はないこと等に鑑み、その適用期限を令和17年度まで10年延長することとされました（地法附則14）。

② 国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長

航空運送事業者が運航する航空機のうち、平成28年度から令和7年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなるものについては、固定資産税の課税標準を最初の3年度分、価格の3分の2とするなど（①最大離陸重量200t未満で地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機については最初の5年度分、価格の5分の2とする、②最大離陸重量30t以上50t未満で特に地方的な航空路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機については、最初の1年度分、価格の8分の3、その後4年度分、価格の5分の2とする、③最大離陸重量30t未満で特に地方的な航空路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機については、最初の5年度分、価格の4分の1とする）の特例措置が講じられています。

本特例措置は、国内線の安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るために講じられています。新型コロナウイルスの影響による航空需要の大幅減少からの回復は進んでいるものの、世界的な物価高や円安の影響による燃料費・整備費・機材費等のコスト増大により、航空会社が引き続き厳しい経営環境に置かれていること等を踏まえ、特例措置の適用期限を令和9年度まで2年延長することとされました（地法附則15③）。なお、本特例措置の対象となるのは国内路線に就航する航空機であり、国際路線や離島路線に就航する航空機については、本則において別途更に手厚い特例措置が講じられています（地法349の3⑦⑧）。

③ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長

洪水浸水想定区域等内にある一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づいて令和8年3月31日までに取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機）については、最初の5年度分、固定資産税の課税

標準を、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています(旧地法附則15²⁸)。

本特例措置については、適用実績が僅少であり、浸水防止用設備の設置促進のインセンティブ効果に疑問があるところであるが、浸水防止用設備が未設置かつ今後特例措置の適用が見込まれる施設が一定数存在し、引き続き地下街等の浸水防止措置の必要性が高いことから、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました(地法附則15²⁷)。

④ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の延長

近年、自然災害の頻発・激甚化により各地で河川の洪水・氾濫が頻発化する状況にあり、浸水の拡大を抑制する効果のある輪中堤や自然堤防等の既存ストックを最大限に活用することが重要となっていることから、令和8年3月31日までの間に水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税について、浸水被害軽減地区として指定された日の属する年の翌年の1月1日(当該指定された日が1月1日である場合には同日)を賦課期日とする年度から3年度分、課税標準を価格に3分の2を参酌し2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています(旧地法附則15³⁶)。

本特例措置は、令和2年度税制改正において創設されたものであり、未だ適用実績はないが、浸水被害軽減地区指定制度では、土地の改変時に届出が必要となり地権者に一定の負担が発生すること、浸水被害の軽減効果は当該市区町村以外の団体にも及ぶ場合があること、指定の実現に向けて具体的な動きが見られる地区があること等も勘案し、浸水被害軽減地区の指定を引き続き促進するため、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長する

こととされました(地法附則15³⁵)。

⑤ 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置の延長

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)により耐震診断が義務付けられた要安全確認計画記載建築物(地方団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物)又は要緊急安全確認大規模建築物(病院、店舗、旅館など不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホームなど避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの)に該当する家屋のうち、政府の補助(耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助)を受けて耐震改修が行われたものについては、当該耐震改修工事の完了後2年度分の固定資産税額の2分の1に相当する額を減額する措置が講じられています。

地震の発生時に危険となる建築物の耐震改修は、本来は所有者の責任で行うべきものであるが、病院等の不特定多数の者が利用する建築物や防災拠点となる建築物の耐震化を促進することは喫緊の課題であることから、本特例措置について、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました(地法附則15の10)。

(4) 税負担軽減措置等の整理合理化

① 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

公共の危害防止のために設置された施設等については、既存の対象施設等の代替として取得されたものを除き、対象となる施設等を限定した上で、それぞれ定められた割合で固定資産税の課税標準の特例措置が講じられています。

公害防止用設備の整備については、公害等の原因を発生させる事業者等に対し法令上義務付けられており、本来は事業者等による自

己負担や処理料金によってまかなわれるべきであること、特例措置の対象施設を個別に見ると適用実績が僅少なものがあること等を踏まえ、特例措置の内容について見直しを求められるところです。

公害防止用設備のうち、公共用水域の水質保全と下水道の配管保護のため、下水道の排水区域内において下水道使用者が設置する下水道除害施設について、その設置は下水道法に基づく条例上の義務であり、事業者の責任において当然に対応すべきものです。今般、下水道除害施設のうち適用実績が僅少かつ必要性の低い設備等である酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びビオン交換装置を特例措置の適用対象から除外することとされました（地規附則6⑧）。

以上の見直しを行った上で、適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15②）。

② 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において、令和8年3月31日までの間に取得された地震防災対策の用に供する償却資産（毒劇物、高圧ガス等を扱う危険物施設や老人ホーム、学校など不特定多数の者が利用する施設において、その管理又は運営を行う者が取得する緊急地震速報受信設備、緊急遮断装置等）については、最初の3年度分の固定資産税の課税標準を3分の2とする特例措置が講じられています（旧地法附則15⑤）。

本特例措置については、適用実績が極めて僅少であり、地震防災対策用設備の設置促進のインセンティブ効果に疑問があるところであるが、令和6年能登半島地震など大規模な地震が発生している状況も踏まえ、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15⑤）。

なお、特例措置の対象である緊急地震速報受信装置については、同装置により入手できる情報はスマートフォン等で十分代替可能であることを踏まえ、緊急遮断装置と同時に設置することを新たな要件とする縮減措置を講ずることとされました（地法附則15⑤、地令附則11⑤、地規附則6⑭）。

③ バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）に基づく認定生産製造連携事業計画に沿って一定のバイオ燃料を製造する事業者が、令和8年3月31日までの間に新たに設置するバイオ燃料製造設備について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格の3分の2（木質固形燃料製造設備については4分の3、ガス製造設備については2分の1）とする特例措置が講じられています（旧地法附則15⑱）。

本特例措置については、平成20年度の創設以来、適用件数・金額ともに僅少な状況が続いており特例措置の効果に疑問はあるものの、農山漁村等においてバイオ燃料の製造を推進する必要性は引き続き認められること、バイオエタノール製造設備については今後さらなる需要増が見込まれること等を踏まえ、適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑰）。

なお、特に稼働見込件数の少ない設備については特例率等を縮減することとしており、具体的には、脂肪酸メチルエステル製造設備についてはその課税標準を価格の4分の3（改正前：3分の2）とするとともに、木質固形燃料製造設備については適用対象を中小事業者等が取得したものに限定した上、その課税標準を価格の6分の5（改正前：4分の3）とされました（地法附則15⑰、地規附則6⑳～㉟）。

④ 東日本大震災に係る被災代替住宅用地に係る特例措置の見直し及び延長

東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で住宅用地特例の適用を受けていたもの（被災住宅用地）の所有者等が、令和8年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得した場合、3年度分の固定資産税については、住宅用地とみなすこととされています（旧地法附則56⑩）。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）において、令和8年度以降の5年間は「第3期復興・創生期間」と位置付けられ、引き続き被災地支援に取り組むこととされているが、地震・津波被災地域では住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了した一方、原子力災害被災地域では、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なり、未だに県外避難者が多くおられる状況です。

今般、本特例措置については、全体的な適用実績の減少を踏まえつつ、原子力災害被災地域の復興状況や被災地からの要望状況等も勘案し、被災住宅用地の所在地を福島県に見直した上、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則56⑩）。なお、令和9年3月31日までの間については、改正前の要件（全国）で特例措置が受けられるよう、経過措置を講じることとされました（改正地法附則14⑮⑯）。

⑤ 東日本大震災に係る被災代替家屋の税額の減額措置の見直し及び延長

東日本大震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、令和8年3月31日までの間に被災家屋に代わるものとして市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税・都市計画税については、最初の4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1

に相当する税額を減額する特例措置が講じられています（旧地法附則56⑩）。

本特例措置についても、被災代替住宅用地特例と同様、全体的な適用実績の減少を踏まえつつ、原子力災害被災地域の復興状況や被災地からの要望状況等も勘案し、被災家屋の所在地を福島県に見直した上、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則56⑩）。なお、令和9年3月31日までの間については、改正前の要件（全国）で特例措置が受けられるよう、経過措置を講じることとされました（改正地法附則14⑰⑱）。

(5) 税負担軽減措置等の廃止

① 日本貨物鉄道株式会社が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の廃止

JR貨物が令和8年3月31日までの間に取得した一定の新造車両（旧国鉄から承継した機関車のうち貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する一定の車両）について、固定資産税の課税標準を、最初の5年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

JR貨物1社にしか適用されない特別な措置であることから、本来長期間講ずべき特例措置ではなく、前回改正時には、令和9年度中に全ての車両の更新が終了する見込みであること等を踏まえ、遅くとも令和9年度末には特例措置を廃止することを前提として、適用期限を2年延長することとされたところで

す。新型コロナウイルスによる需要低迷、自然災害の影響による長期間の運休や資材価格の高騰による機関車の購入価格の上昇等の要因により、前回改正時の見込みより車両更新に遅れが生じているが（令和9年度末の更新割合は96%の見込み）、公平性の観点からは全ての車両更新の完了まで措置する必要性は認められないことや、おおむね更新に目処が立ってきたことを踏まえ、1年間の経過措置を講じつつ、

本特例措置を廃止することとされました（旧地法附則15⑥、改正地法附則14④、旧地令附則11⑧、旧地規附則6②④）。

② 東日本大震災に係る被災代替償却資産の課税標準の特例措置の廃止

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が、東日本大震災に関し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除きます。）内に、令和8年3月31日までの間に、当該被災償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得等した場合における、当該償却資産に

対して課する固定資産税については、課税標準を最初の4年度分、価格の2分の1の額とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、適用実績が相当減少したことを踏まえ、廃止することとされました（旧地法附則56⑫、旧地令附則33⑰～⑲）。なお、来年度に向けて事業用資産の買い換えの準備を進めている事業者も一部存在することを踏まえ、令和9年3月31日までの間については、改正前の要件で特例措置が受けられるよう、経過措置を講じることとされました（改正地法附則14⑲）。

十 事業所税

1 特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の適用期限の延長

事業所税においては、特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第65号）の趣旨に鑑み、同法に基づく経営改善措置又は調達安定化措置（以下「経営改善措置等」といいます。）に関する計画の承認を受けた特定農産加工業者等が当該計画に従って実施する経営改善措置等に係る事業の用に供する一定の施設に対して、法人にあっては令和8年3月31日までに終了する事業年度分、個人にあっては令和7年分までに限り、資産割の課税標準を4分の1控除する特例措置を講じているところです（旧地法附則33⑤）。

今回、本特例措置の適用期限が到来するところであるが、現下の特定農産加工業を取り巻く環境変化、本特例措置の適用状況等を踏まえ、以下の

措置を講ずることとされました（地法附則33⑤）。

1 特例措置の対象を令和10年3月31日までに承認を受けた経営改善措置等に関する計画に従って実施する事業の用に供する一定の施設とする。

2 適用期間を当該事業が法人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から5年を経過する日の属する年分までとする。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とし、改正後の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和8年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除きます。）に対して課すべき事業所税について適用することとされています（改正地法附則16）。

十一 国民健康保険税

1 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例

国民健康保険税の所得割額は、所得割総額を個

人住民税における総所得金額及び山林所得金額の合計額から個人住民税の基礎控除を行った後の金額に按分して算定することとされています。その際、個人住民税において申告分離課税が導入され

ている所得については、附則において、課税の特例が規定され、これらの合計額に含めることとされています。

令和8年度税制改正により、個人住民税において、特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について、申告分離課税を導入することとされました（地法附則35の3の6）。

このため、国民健康保険税において、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等について、課税対象所

得である総所得金額及び山林所得金額の合算額に含めるための必要な読替が規定されました（地法附則37の3）。

なお、施行期日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日とし、改正後の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとされています（改正地法附則18）。

十二 納税環境整備

1 地方税犯則調査手続等の見直し

(1) 改正前の制度の概要

改正前の地方税法においては、第一章「総則」の第十六節（第22条の3から第22条の31まで）において「犯則事件の調査及び処分」が規定されてきました。

一般に、各税目において定める罰則に係る租税犯については、特別の定めがない限り、刑事訴訟法の規定にしたがって、検察官、検察事務官及び司法警察職員などの捜査機関が捜査し、裁判所で審理裁判されるべきものであります。

しかし、租税に関する犯則事件については、

- ・ 証拠関係については、一般の刑事事件とは相当異なるものがあること、
 - ・ 証拠の収集にも、また証拠に対する価値判断にも、特別の経験と知識を必要とすること、
 - ・ 間接地方税に関する犯則事件については、そのすべてについて、通常刑事手続による検察官の捜査と裁判官の審理裁判を行ったのでは、その処理に多くの日数と多額の費用を必要とし、犯則嫌疑者及び地方団体に無用の不利益を及ぼす結果となること、
- などから、特殊な犯罪であるといえます。

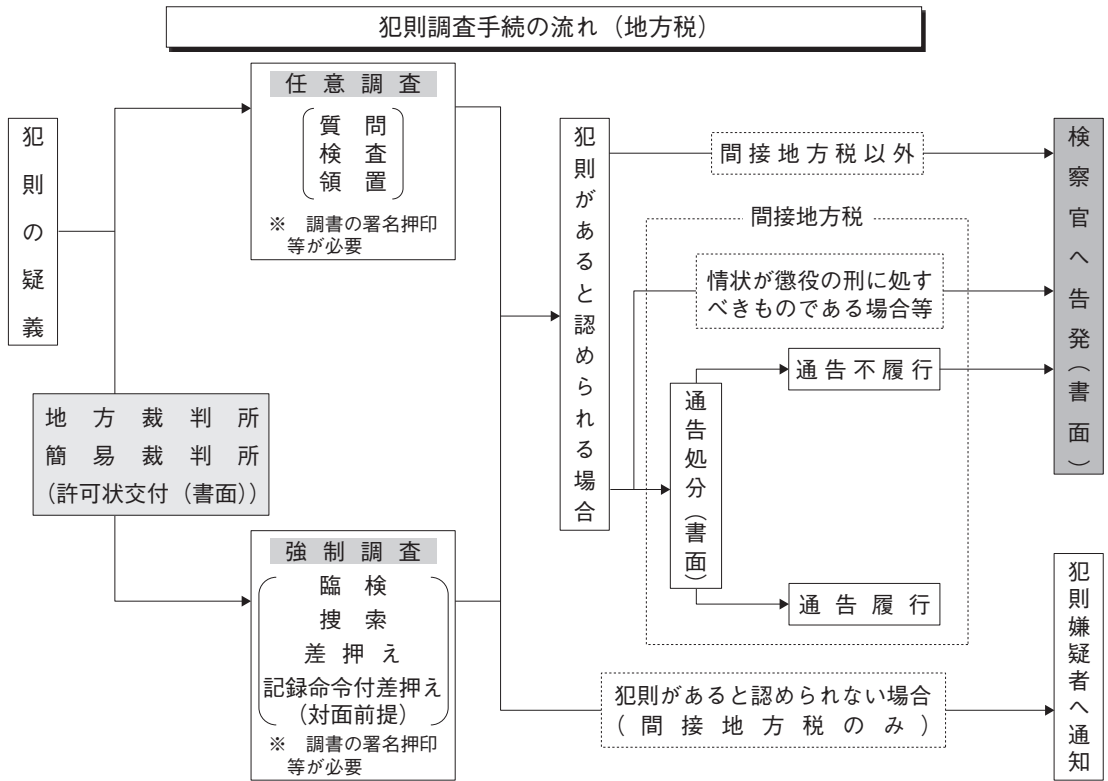
このため、日々、地方税の課税事務に従事し、課税物件や納税義務者に接触している徴税吏員

に、その調査と処分を行わせることが便宜であるばかりでなく、証拠隠滅を防ぎ、できるだけ迅速な調査と適正公平な処分を行うことを可能とすることから、上記の規定のとおり地方税に関する犯則事件の調査及び処分について、刑事訴訟法による通常の刑事手続とは異なる手続が地方税法に定められています。

このうち、地方税犯則調査は、地方税に関する犯則事件があると認められる場合に、通告処分または告発を終局の目標として、犯則事件の証拠を発見、集取するために行われるものであり、実質的には刑事手続に近い性格をもつものであるとされています。

地方税犯則調査手続は、任意調査と強制調査とに区分されますが、任意調査は、相手方の承諾を得て行われる質問、検査または領置の方法によるほか、照会の方法によって行われるものであり、強制調査は、相手方の承諾の有無に関係なく、強制的に臨検、捜査、差押えまたは記録命令付差押えの方法によって行われるものです。

こうした地方税犯則調査については、調書・目録の作成や裁判所への許可状の請求、検察官への告発などが定められていますが、改正前の地方税法では、これらの手続はいずれも書面によることとされていました。



※「地方税法総則逐条解説」（地方税務研究会編、平成29年）を総務省にて一部加工

具体的には、地方税犯則調査に係る改正前の制度として、主として以下のとおり規定されてきました。

① 臨検、捜査又は差押え等

徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属する地方団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押えをすることができる（旧地法22の4①）。

許可状は、裁判所の裁判官にあらかじめ請求するのが原則であるが、急速を要するときは、臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは

印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に請求し、許可状を発してもらうことも可能とされている（旧地法22の4③）。

許可状の請求・交付に当たっては、当該徴税吏員は犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならず、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、請求があった場合には、犯則嫌疑者の氏名（法人については名称）、罪名等を記載し、自己の記名押印した許可状を当該徴税吏員に交付しなければならない（旧地法22の4④⑤）。

② 臨検、捜査又は差押え等に際しての必要な処分

当該徴税吏員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる（旧地法22の9①）。

領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても同様である（旧地法22の9②）。

③ 許可状の提示

当該徴税吏員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状を、これらの処分を受ける者に提示しなければならない（旧地法22の11）。

④ 領置目録等の作成等

当該徴税吏員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない（旧地法22の15）。

⑤ 領置物件等に係る対応

当該徴税吏員は、運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件を、その所有者又は所持者その他当該徴税吏員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる（旧地法22の16①）。

領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付する必要がある（旧地法22の17①）、返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合には、地方団体の長はその旨を公告しなければならない（旧地法22の17②）。なお、公告の日から6月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、これらの物件を領置、差押え又は記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する（旧地法22の17③）。

当該徴税吏員は、差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなった場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなけれ

ばならない（旧地法22の18①）。

⑥ 鑑定等の嘱託

当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる（旧地法22の19①）。

鑑定を嘱託を受けた者は、鑑定に係る物件について、当該徴税吏員が裁判官に許可を請求し（地法22の19③）、裁判官の許可を受けて、当該許可状を示すことで（旧地法22の19⑤）、当該鑑定に係る物件を破壊することができる（旧地法22の19②）。

これらの請求を受けた裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については名称）、罪名、破壊すべき物件、鑑定人の氏名等を記載し、自己の記名押印した許可状を当該徴税吏員に交付しなければならない（旧地法22の19④）。

⑦ 臨検、搜索又は差押え等の夜間執行の制限

当該徴税吏員は、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをしてはならない（旧地法22の20①）。

ただし、現行犯事件の場合、軽油引取税等の一部の税目について夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及び日没前に開始した場合はこの限りでない（旧地法22の20①ただし書・②）。

⑧ 搜索証明書の交付

当該徴税吏員は、搜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない（旧地法22の23）。

⑨ 調書の作成

当該徴税吏員は、質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、

又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる（旧地法22の24①）。

当該徴税吏員は、検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない（旧地法22の24②）。

当該徴税吏員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる（旧地法22の24③）。

⑩ 検察官への引継ぎ

検察官への告発は、書面をもって行い、告発に当たっては作成した調書を添付するとともに、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならない（旧地法22の30②）。

領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が検察官に引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によって押収されたものとみなす（旧地法22の30④）。

⑪ 記録命令付差押え等に係るその他の規定

当該徴税吏員は、記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超え

ない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる（旧地法22の6①）。

当該徴税吏員は、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない（旧地法22の12）。

当該徴税吏員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる（旧地法22の13）。

当該徴税吏員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その所有者若しくは管理者又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない（旧地法22の14①）。

ただし、現行犯事件である場合を除く（地法22の14③）。

当該徴税吏員は、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる（旧地法22の21）。

当該徴税吏員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる（旧地法22の22）。

間接地方税について、地方団体の長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額、没収に該当する物件、追徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を指定の場所に納付すべき旨を書面により通告しなければならない（旧地法22の28①）。

間接地方税に関する犯則調査において、犯則の心証を得ない場合には、その旨を犯則嫌

疑者に通知するとともに、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない（旧地法22の31）。

納税又は納入義務があることが明らかである者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、犯則調査手続における差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合について、税額確定まで待つと徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、確定が見込まれる金額のうちあらかじめ滞納処分をすることを要すると認める金額を決定することができ、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができる（旧地法16の4①）。

(2) 改正内容

令和8年度与党税制改正大綱において、国税犯則調査手続のデジタル化に係る対応を踏まえ、国並びで地方税犯則調査手続等について以下の見直しを行うこととされました。

① 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備

イ 徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法（電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限ります。）により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（以下「電磁的記録提供命令」といいます。）をすることができることとされました。

(イ) 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

(ロ) 電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に

記録させ又は移転させる方法（地法22の4①）

また、その命令違反に対する罰則を設けることとされました（地法22）。具体的には、以下のとおりです。

(イ) 正当な理由がなく、電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

(ロ) 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含みます。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(ハ) 人格のない社団等について(ロ)の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

ロ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとされました。この場合において、その必要がなくなったときは、自ら又はその命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならないこととされました（地法22の4③）。

また、その命令違反に対する罰則をイの場合と同様に設けることとされました（地法22）。

ハ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録について、その内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができることとさ

- れました（地法22の9）。
- ニ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができるとともに、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができることとされました（地法22の11）。
- (イ) 錠を外すこと。
- (ロ) 何人に対しても、当該徴税吏員の許可を受けずにその提示をする場所に入出入りすることを禁止すること。
- (ハ) (ロ)の処分に従わない者について、これを退去させ、又はその提示が終わるまでこれに看守者を付すること。
- ホ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこととされました（地法22の12）。
- ヘ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができることとされました（地法22の13）。
- ト 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならないこととされました（地法22の17）。
- チ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限ります。）により提出させた記録媒体につき留置の必要がなくなった場合において、当該電磁的記録提供命令を受けた者と当該記録媒体の保管者等が異なるときは、当該電磁的記録提供命令を受けた者に対し、当該記録媒体の交付をし、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととされました（地法22の18）。
- リ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととされました（地法22の18の2）。
- ヌ 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録についての鑑定を嘱託することができることとされました（地法22の19）。
- ル 通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を加えることとされました（地法22の28）。
- ヲ 地方団体の長は、間接地方税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を命じなければならないこととされました（地法22の31）。
- ワ その他電磁的記録提供命令をする場合における通信履歴の電磁的記録の保全要請、目録の提供、夜間の許可状の提示の制限及び調書の作成について、所要の措置を講ずるほか、記録命令付差押えを廃止することとされました（地法22の4、22の6、22の15、22の20、22の24）。
- ② 許可状等の電子化
- イ 許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができることとされました。また、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととされました（地法22の4、22の19）。
- ロ 通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面により又は電磁的記録により求めることができることとされました（地法22の6）。
- ハ 領置目録等について、書面又は電磁的記

録をもって作成し、領置物件の所有者等に提供しなければならないこととされました。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととされました（地法22の15）。

ニ 搜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができることとされました。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととされました（地法22の23）。

ホ 質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができることとされました。また、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該徴税吏員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととされました（地法22の24）。

③ 検察官への引継手続の整備

イ 犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行うこととされました（地法22の30②）。

ロ 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならないこととされました。（地法22の30②）。

ハ ロの記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、当該記録媒体は検察官によって押収され、又は当該電磁的記録は検察官がする電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなすこととされました（地法22の30④⑤）。

④ その他

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年

5月23日法律第39号）において、電磁的記録提供命令等における留意事項として、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない、とされていることも踏まえ、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないものとされました（改正地法附則21）。

2 特定電子移転財産権の徴収手続の整備

(1) 改正前の制度の概要

地方団体の徴収金に係る滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされています。

暗号資産も滞納処分の対象となりますが、改正前の制度にあっては、滞納者が暗号資産交換業者を介さず自己で管理する暗号資産について、国税徴収法第72条第1項に規定する無体財産権等（動産や有価証券、債権、不動産等に該当しないもの）に該当し、国税徴収法上、差押え手続が設けられているものの、改正前の実務上、取引に必要な秘密鍵を保有している滞納者の協力が無い限り、差押えを行うことができないという課題がありました（滞納者が暗号資産交換業者を介して暗号資産を管理している場合、当該交換業者に対する債権を差し押さえることは可能）。

こうした点については、政府税制調査会「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」（令和7年11月13日）にお

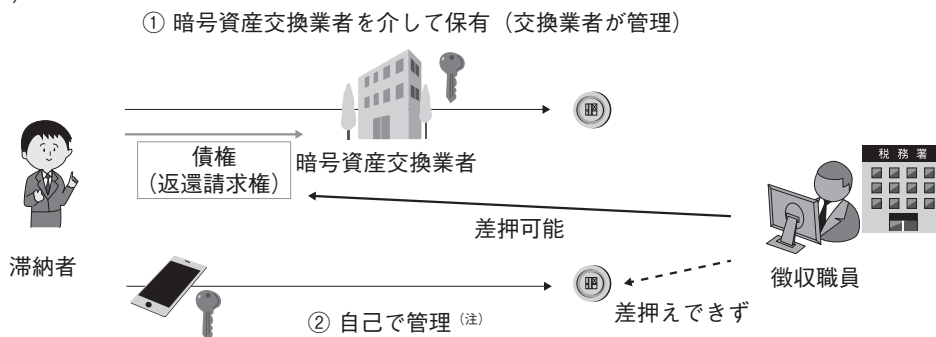
いても、税務執行に関する諸課題の一つとして 議論が行われたところです。

財産の差押えに関する課題（滞納者が自己管理する暗号資産）

（具体的な事例と課題）

- ・ 滞納者は、暗号資産取引により得た所得約5億円を申告せず。税務調査の結果、約2億5千万円の追徴課税（加算税を含む）。
- ・ その後、暗号資産は値下がり。保有している暗号資産を売却して国税を納付するよう勧奨しても、「値上がりしてから売却する」等申し立て、自主納付に応じず。
- ・ 滞納者が暗号資産交換業者を介して保有している場合、当該交換業者に対する債権を差し押さえることが可能だが、滞納者が自己で管理している場合には、そのような対応はできない。

（イメージ）



（注1）暗号資産を自己で管理する方法としては、専用のアプリを使用する方法のほか、取引に必要な秘密鍵が格納された物理的な媒体を使用する方法がある。（いずれの場合も、使用に当たってはPINコードの入力等が必要。）

（注2）地方税についても同様の課題がある。

（2）国税における対応

（1）で触れた課題を踏まえ、令和8年度税制改正大綱の中で、国税においては、滞納者が自己管理する暗号資産の差押えは、徴収職員の管理に移す方法により行うこととし、また、その方法が困難であるときは、滞納者に命じて、その暗号資産を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができることとするともに、その命令違反に対する罰則を設けることとされました。

具体的には、以下のとおり見直しが行われることとされました（主なもの）。

- ① 特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行うこととされました。ただし、その方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含みます。）であってこれを他の者

の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができることとされました。

- ② 上記①の差押えの効力は、特定電子移転財産権が徴収職員の管理に移され、又は上記①の命令の告知がされた時に生ずることとされました。
- ③ 上記①の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、3年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金とすることとされました。
- ④ 徴収職員は、特定電子移転財産権の差押えを解除したときは、滞納者の管理に移さなければならないこととされました。

（3）改正内容

令和8年度与党税制改正大綱においては、地

方税についても、国並びで同様の見直しを行うこととされました。これを踏まえ、以下のとおり改正を行いました。

地方団体の徴収金に係る滞納処分は国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされていることから、地方団体においても、上記(2)を主要内容とする特定電子移転財産権の差押えを含む滞納処分は国税徴収法の滞納処分の例により行われることとなります。このため、地方税法等においては、国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設けることとされました。なお、法定刑については、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされました。

① 地方税法の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設けることとされました（地法69の2、71の20の2、71の41の2、71の61の2、72の69の2、73の37の2、74の28の2、95の2、144の52の2、169の2、201の2、286の2、332の2、374の2、461の2、485の4の2、542の2、614の2、696の2、700の67の2、701の19の2、701の66の2、729の2、733の25の2、739の6）。

② 地方税法等の一部を改正する等の法律附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設けることとされました（旧地方法人特別税等に関する暫定措置法28の2）。

③ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対

する罰則規定を設けることとされました（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律24の2）。

④ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設けることとされました（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律26の2）。

3 地方税務行政のDX

(1) 国税・地方税の情報連携の拡充

平成23年度以降、地方団体と税務署等の間において、両者の業務効率化や納税者の利便性向上のため、所得税・法人税に関する申告書や法定調書等の一部について、オンラインによる情報連携を実施しているところです。

情報連携の根拠規定として、地方税法第747条の4及び同法第747条の5において、地方税関係法令に基づき行政機関の長が行う地方税関係通知について、eLTAXを経由して電子的に送付できる旨が規定されています（旧地法747の4、747の5）。

情報連携については、その内容を拡充してきた一方で、依然として両者の間における書類の郵送や対面での文書閲覧等の事務が行われており、事務負担の軽減が課題とされていたことから、令和8年9月に予定されているeLTAXの次期更改に合わせ、個人住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・滞納情報について、国税・地方税当局間においてオンラインで双方向に照会及び回答を行うことができる機能（以下「オンライン照会機能」といいます。）をeLTAXに実装し、令和9年5月から稼働することとされています。

今回実装されるオンライン照会機能においては、国税通則法等の国税関係法令や税理士法を根拠として、税務署からの照会に基づき、地方団体が回答を行うことが想定されるものですが、

改正前の地方税法においては、相続税法第58条第2項を除き、行政機関の長がeLTAXを経由して電子的に送付できる旨の根拠規定が置かれていないため、今回の改正において、eLTAXを経由した電子通知の対象に新たに加えるため、

所要の措置を講じるものになります（地法747の4、747の5）。

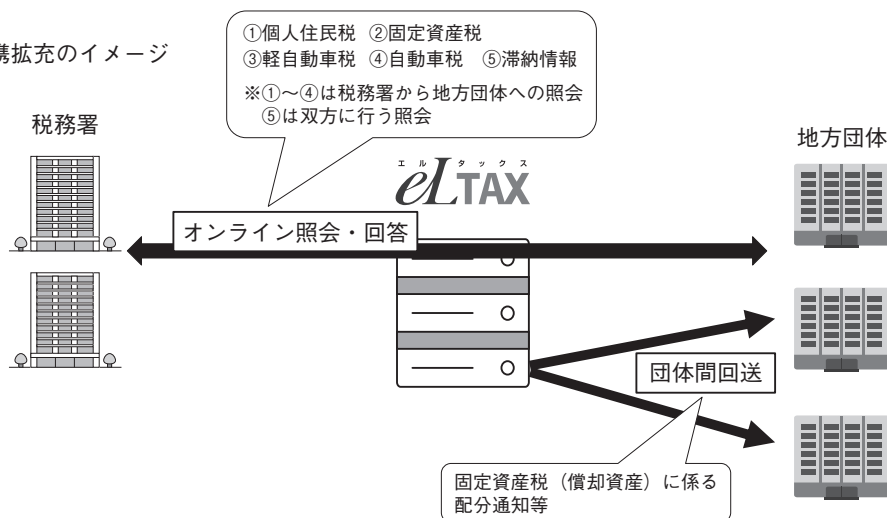
なお、施行期日は、オンライン照会機能の稼働開始に合わせ、令和9年5月1日とされました。

- 国税・地方税当局間での情報連携について、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、自動車税、滞納情報に関する照会及び回答をオンラインで行うことを可能とする。
- また、eLTAXを通じた団体間回送手続（※1）の対象について、固定資産税の償却資産に係る配分通知等を追加する。

※1 eLTAXを通じて行う、地方団体間のデータのやりとり

※2 オンライン照会機能については令和9年5月1日施行、団体間回送手続の対象追加については令和9年9月1日施行。

■情報連携拡充のイメージ



(2) ダイレクト納付の利便性の向上

令和元年10月からの地方税共通納税システムの運用開始、令和5年4月からのeL-QRを活用した電子納付の開始や納付手段の拡大（クレジットカード、スマホ決済アプリ等）により、eLTAXを通じた電子納付は令和6年度実績で約16兆円と、地方税全体の約3割を占めるまでに拡大しており、納付手段の多様化等による納税者の利便性向上や、地方団体・金融機関における地方税収納事務の負担軽減につながっているものと評価できます。

eLTAXを通じた納付については、より利便性の高い仕組みとなるよう、不断の取組みを進めることが重要であり、特に、申告に係るeLTAX利用率が8割を超える地方法人2税等

について、eLTAXにおいて申告等データを送信する際、納付に当たり登録している口座から自動的に引き落とすことを求める意思表示を併せて行うことにより、別途ダイレクト納付の手続を行うことなく、法定納期限当日に自動で口座引き落としを可能とする仕組み、いわゆる「自動ダイレクト」機能の実装に向け、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において具体的な検討が行われました。

検討会とりまとめにおいては、

- ・ 導入ニーズの高い法人二税に加え、個人住民税（特別徴収）、事業所税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割（eLTAXのPCdesk（DL版・WEB版）の対象税目）を対象として導入する。なお、PCdeskNextを利用する、

地方たばこ税・ゴルフ場利用税・宿泊税・入湯税・軽油引取税等については、利用者のニーズや費用対効果を踏まえながら、今後、対象税目とすることを検討する。

- ・ 先行して導入されている国税の「自動ダイレクト」機能と同様、ダイレクト納付の利用者の利便性を向上する観点から、「自動ダイレクト」機能の利用にあたり、納税者が法定納期限当日に申告等データの送信を行った場合には、法定納期限翌日に自動的に口座引き落としが行われ、期限内に納付されたものと取り扱う、法律上の特例規定を置くべきである。
- ・ 法定納期限当日に「自動ダイレクト」機能の手続を行う場合、預貯金口座の残高不足によりダイレクト納付が行えない場合、上記の納期限の特例は適用されず、延滞金の対象となる。その影響抑制の観点から、当面、国税と同様、法定納期限当日に「自動ダイレクト」機能を利用する際の納付額の上限を1億円とする。
- ・ 導入年度については、各関係機関と調整のうえで、令和10年（2028年）4月からの実装を目指す。

とされ、これを踏まえ、法律において所要の措置を講ずるものになります。

その趣旨としては、改正前のeLTAXダイレクト納付においては、納税者等がeLTAXで申告等を行った後、納付情報等のメッセージをeLTAXから受信し、改めて納付手続を行うことで、あらかじめ登録した納税者の預貯金口座から引き落としが行われるが、納付手続が法定納期限当日の金融機関の対応時間外である場合、ダイレクト納付を行うことができず、法定納期限後に再度納付手続が必要となり、延滞金が課される場合があることから、e-Taxにおける対応と同様、「自動ダイレクト」機能の実装に合わせ、納税者の利便性の観点から、納期限の特例措置を講ずるものです。

eLTAXを経由した徴収金の納付又は納入に

ついては、地方税法第747条の6において、特定徴収金の収納の特例として規定していますが、同条第3項において、地方税共同機構は、特定徴収金の収納の事務の一部を一定の要件を満たした特定金融機関等に委託することができることとしており、改正前のダイレクト納付については、同項を根拠として行われているものです（旧地法747の6）。

今般実装する「自動ダイレクト」機能については、ダイレクト納付の類型のひとつであることから、その納期限の特例については、新たに規定することとされました（地法747の6④）。

具体的な内容については、まず、「自動ダイレクト」機能の実装対象税目は、共通納税システムの対象税目を限定していた際の法律の規定ぶりも参考に、「法人の事業税その他の政令で定める地方税」と規定し、具体的な対象税目は政令で以下のとおり規定されています（地令57の5の2④）。

- ① 個人住民税（退職所得に係る特別徴収に限ります。）
- ② 法人住民税
- ③ 利子割
- ④ 配当割
- ⑤ 株式等譲渡所得割
- ⑥ 法人事業税
- ⑦ 事業所税

ただし、e-Taxと同様、申告期限を超過して行われた申告については納期限の特例を適用しないこととしており、また、申告書の提出期限と法定納期限が一致しない税目に法律上の特例措置を講ずる必要はないことから、「当該地方税に係る申告書の提出期限と同時に法定納期限が到来するものに限る」と規定しています。

そのうえで、上記に係る納付又は納入の手続のうち一定のものが法定納期限に行われたときに、政令で定める日（原則として法定納期限の翌日。その日が休祝日であるときはその翌日。）までに納付又は納入が行われた場合には、法定納期限においてされたものとみなして、延滞金

に関する規定を適用することとされています
(地令57の5の2⑤、地規24の45の2)。

なお、施行期日は、自動ダイレクト機能の実
装に合わせ、令和10年4月1日とされています。

ダイレクト納付の利便性の向上

【改正前】

- ダイレクト納付では、納税者等がeLTAXで申告等を行った後、改めて納付手続を行うことで、納税者の預貯金口座から引き落としが行われる。
- 法定納期限当日の金融機関の対応時間外である場合、法定納期限後に再度納付手続が必要となり、延滞金が課されることがある。

【改正後】

- ダイレクト納付の利便性向上のため、納税者等がeLTAXで申告等を行う際、自動的に納付を行う旨の意思表示を行えば、法定納期限当日に納付が行われるようにする。
- ただし、法定納期限当日に申告等に併せて納付の意思表示を行う場合には、法定納期限の翌取引日に自動的に納付が行われるようにする。その場合、延滞金の適用について、期限内納付が行われたものとみなす特例を設ける。

※ 令和10年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用。

■ 改正後のイメージ

